

## TRDラリーチャレンジ 公示

### TRDラリーチャレンジ

本競技会は、国際自動車連盟(FIA)の国際モータースポーツ競技規則に準拠した日本自動車連盟(JAF)の国内競技規則およびその付則、本シリーズ規則、各地区大会の特別規則に従って開催される。

### TRDラリーチャレンジ 共通規定

#### 第1条 競技会の名称・開催日及びその地域

##### TRDラリーチャレンジ2015

ラウンド	日程	場所	距離
Round. 2 : in 信州中川	4月26日(日)	長野県内	約100km
Round. 3 : in 須坂	6月14日(日)	長野県内	約110km
Round. 5 : in 高山	7月12日(日)	岐阜県内	約120km
Round. 9 : in 高岡	9月27日(日)	富山県内	約100km
Round. 10 : in 新城	11月1日(日)	愛知県内	約100km

##### TRDラリーチャレンジ2015 チャレンジカップ

ラウンド	日程	場所	距離
Round. 1 : in 唐津 <sup>(注1)</sup>	4月12日(日)	佐賀県内	約130km
Round. 4 : in 安芸高田	6月21日(日)	広島県内	約50km
Round. 6 : in 弘前 <sup>(注2)</sup>	7月19日(日)	青森県内	約120km
Round. 7 : in 丹後半島 <sup>(注3)</sup>	8月30日(日)	京都府内	約100km
Round. 8 : in 北海道豊浦 <sup>(注4)</sup>	9月6日(日)	北海道内	約160km

注1:2015年全日本ラリー選手権 第1戦「ツール・ド・九州 2015in 唐津」に、TRDラリーチャレンジクラスを併設する。

注2:2015年JMRC東北ラリー選手権 第2戦「2015 ツール・ド・東北」に、TRDラリーチャレンジクラスを併設する。

注3:2015年中部・近畿ラリー選手権 第5戦 第51回大阪電通大チャリティーラリー「丹後半島ラリー2015」に、TRDラリーチャレンジクラスを併設する。

注4:2015年北海道ラリー選手権 第5戦「2015 ARKスプリント300」に、TRDラリーチャレンジクラスを併設する。

#### 第2条 競技種目・格式

ラリー競技開催規定の付則「スペシャルステージラリー開催規定」に従ったスペシャルステージラリー、および、第1類・第1種アベレージラリー、第2種アベレージラリー(タイムトライアル区間を含む)と第2類ツーリング集会(JAF 国内競技規則)2-14(2)による「JAF 公認第2類ラリー(ツーリング集会)を併催。

準国内格式

#### 第3条 オーガナイザー

##### TRDラリーチャレンジ2015

ラウンド	オーガナイザー名称	所在地	代表者
Round. 2	フレンドラリークラブ(FRC)	長野県伊那市那部8268-93	須山 賢二
Round. 3	チーム・プロクルーズ(T-PROCREWS)	埼玉県比企郡嵐山町鎌形1607-7	橋山 信吾
Round. 5	松本カースポーツクラブ(M.C.S.C)	長野県安曇野市豊科4319	平林 武
Round. 9	エースナビゲーター&ドライバース(AND)	富山県南砺市梅ヶ島250	野村 公成
Round. 10	モンテカルロオートスポーツクラブ(MASC)	愛知県愛知郡長久手町岩作琵琶ヶ池20-1	勝田 照夫

##### TRDラリーチャレンジ2015 チャレンジカップ

ラウンド	オーガナイザー名称	所在地	代表者
Round. 1	グラベルモータースポーツクラブ(GRAVEL)	福岡県宗像市鐘崎647	七田 定明
Round. 4	ラリークラブ広島(RCH)	広島県広島市安佐南区高取南3-10-3	松井 繁住
Round. 6	コルトモータースポーツクラブ青森(CMSC青森)	青森県弘前市大字賀田1-15-2	鶴ヶ谷 慶市
Round. 7	大阪電気通信大学体育会自動車部(OECU-AC)	大阪府寝屋川市初町18-8	梅津 祐実
Round. 8	アーク・オートクラブ・オブ・スポーツ(Team ARK)	北海道札幌市東区北28条東5丁目3-18	竹道 雄康

#### 第4条 参加台数

75台とする。

参加台数を超えた場合は、申込順を考慮して選考を行う。

##### TRDラリーチャレンジ2015

ラウンド	参加台数
Round. 2 : in 信州中川	75台
Round. 3 : in 須坂	75台
Round. 5 : in 高山	75台
Round. 9 : in 高岡	75台
Round. 10 : in 新城	75台

# TRDラリーチャレンジ2015 チャレンジカップ

ラウンド	参加台数
Round. 1 : in 唐津	90台(但し、全日本戦との合計台数)
Round. 4 : in 安芸高田	75台
Round. 6 : in 弘前	75台(但し、地区大会との合計台数)
Round. 7 : in 丹後半島	75台(但し、地区大会との合計台数)
Round. 8 : in 北海道豊浦	75台(但し、地区大会との合計台数)

## 第5条 競技スケジュール

原則1DAYとし、詳細は特別規則書に明記する。

## 第6条 大会役員

各地区大会特別規則書に明記する。

## 第7条 競技役員

各地区大会特別規則書に明記する。

## 第8条 公式通知

本規則書及び各地区大会特別規則書に記載されていない競技運営に関する規則及び指示は、公式通知によって指示される。

## 第9条 参加申し込み及び参加料

### ● TRDラリーチャレンジ2015 参加申込期間

下記期間とし、必着とする。

Round. 2	3月24日(火)	～	4月16日(木)
Round. 3	5月12日(火)	～	6月4日(木)
Round. 5	6月9日(火)	～	7月2日(木)
Round. 9	8月25日(火)	～	9月17日(木)
Round. 10	9月29日(火)	～	10月20日(火)

### ● TRDラリーチャレンジ2015 チャレンジカップ 参加申込期間

各地区大会の規則に従い、参加申込を行うこと。

<問い合わせ先>

ラウンド	オーガナイザー名称	所在地
Round. 1	グラベルモータースポーツクラブ(GRAVEL)	福岡県宗像市鐘崎647
Round. 4	ラリークラブ広島(RCH)	広島県広島市安佐南区高取南3-10-3
Round. 6	コルトモータースポーツクラブ青森(CMSC青森)	青森県弘前市大字賀田1-15-2
Round. 7	大阪電気通信大学体育会自動車部(OECU-AC)	大阪府寝屋川市初町18-8
Round. 8	アーク・オートクラブ・オブ・スポーツ(Team ARK)	北海道札幌市東区北28条東5丁目3-18

### ● TRDラリーチャレンジ2015 参加費

各Round. 共、下記表とおりにする。

一般:37,800円(消費税8%込み)

学生:32,400円(消費税8%込み)

※(参加者分の昼食付き)。施設入場料、有料道路通行料は含まれない。

※学生(クルー2名共専門学校生を含む)。尚、学生はクルーの学生証コピーを申込時に添付する事。

※頭部および頸部の保護装置(FHRシステム)をドライバー、コ・ドライバー双方に装備している車両は、推奨補助として参加費から2000円(税込み)を割引する。

### ● TRDラリーチャレンジ 参加申し込み先及び方法

各参加者は、参加希望Rd. の特別規則書と参加申込書類を下記事務局に請求し、必要事項を記入し、下記事務局まで上記期間申し込むこと。(特別規則書・参加申込書は公式HPからダウンロードも可能です。)また、TRDラリーチャレンジ公式HPからもWEB申込みが可能です。(詳細はHPにて確認ください)

<申込書請求先・申込先> 『TRDラリーチャレンジ』事務局(株式会社プロクルーズ内)  
〒355-0225 埼玉県比企郡嵐山町鎌形1607-7  
TEL:0493-61-1185 FAX:0493-61-1186  
URL:<http://trdrallychallenge.jp/>

### ● 保険の加入

当ラリーに有効な任意保険または共済等の加入を義務付ける。

ラリーに有効な任意保険に加入済の方は参加申し込みの際に保険証書または、領収証のコピーを同封のごと

ラリーに有効な任意保険に未加入の参加者は、参加申込前にTRDラリーチャレンジ事務局(以下、T.R.C.事務局)まで保険費用について問い合わせを行い、保険費用を確認すること。尚、保険費用の確認については各Rd. 申込締切日の1週間前までに行う事。

また、JMRCラリー共済を使用する場合、使用の可否を事前に事務局まで問い合わせる事。

尚、TRDラリーチャレンジ2015 チャレンジカップ(以下チャレンジカップ)については上記、各地区大会オーガナイザーまで問い合わせる事。

## 第10条 参加資格

1. 2015年JAF国内競技運転者許可証B以上の所持者であること。
2. 下記のクラスを設定する。
3. T.R.C.事務局により特別に認められた場合は、下記の限りでは無い。  
この場合は、当該年度初参加申込時に参加実績とともにその旨を文章でT.R.C事務局に申請すること。

- 1) C-1(Challenge) : ヴィッツ1000cc(SCP10)限定。
  - 2) C-2(Challenge) : ヴィッツ1500cc(NCP131/NCP91)限定。
  - 3) C-3(Challenge) : トヨタ86限定。(86Racing DBA-ZN6-VPNT8\*含む)
  - 4) E-1(Expert) : ヴィッツ1500cc(NCP131/NCP91)限定。
  - 5) E-2(Expert) : トヨタ86限定。(86Racing DBA-ZN6-VPNT8\*含む)
  - 6) E-3(Expert) : トヨタ車限定とし、気筒容積区分無し。  
(Vitz RS TRD Racing NCP91-VPMKMV 及び  
Vitz RS Racing NCP131-VPNTMV含む)
- 7) OPEN : トヨタ車以外の全自動車メーカー対象とし、気筒容積区分無し。

### ●参加制限

#### ○C-1

下記に該当する者は、2015年度:C-1での別途ポイント数を適用する。

- ・2014年度TRDラリーチャレンジ:C-1におけるシリーズ優勝者。
- ・過去5年間JAF公認競技(TRDヴィッツチャレンジ、TRDラリーチャレンジを除く)での優勝経験者。  
いずれのクラスにおいて、ドライバー、コ・ドライバーの実績が異なる場合は、その参加ドライバーに  
該当するクラスとし、ドライバーの交代はこの場合のみ認めない。

#### ○C-2および3

下記に該当する者は、2015年度:C-2、3への参加は認められない。

- ・2014年度TRDラリーチャレンジ:C-2、3におけるシリーズ優勝者。
- ・過去5年間JAF公認競技(TRDヴィッツチャレンジ、TRDラリーチャレンジを除く)での優勝経験者。  
いずれのクラスにおいて、ドライバー、コ・ドライバーの実績が異なる場合は、その参加ドライバーに  
該当するクラスとし、ドライバーの交代はこの場合のみ認めない。

\*事務局がC-1、2および3への参加が適当であると判断した者は参加を認める。

この場合は、当該年度初参加時に参加実績とともにその旨を文章で事務局に申請すること

\*参加実績等に虚偽の記載があった場合、ポイントを剥奪するものとする。

#### ○OPEN

ポイントは付与しないものとする。

## 第11条 TRDラリーチャレンジ 参加受理

大会事務局において正式受理を決定し、参加者に参加受理書をメールで通知する。(開催日の約6日前に配信)

メールでの受け取りができない場合は事務局より郵送にて通知する。(開催日の約6日前に発送)

1. 正式受理した参加者には、次の場合を除いて参加費を返還しない。
  - ・オーガナイザーが参加拒否したとき
  - ・本競技会が天変地異など不可抗力によって中止となった時(この場合事務局手数料として1,000円を差し引いて返金する。)
2. オーガナイザーは、理由を明示すること無く参加を拒否することができる。
3. 申込締め切り前であれば、申込書類の内容は文書をもって変更できる。
4. 正式受理後のクルー(ドライバー、コ・ドライバー)の変更は認められない。但し、コ・ドライバーについては、参加者から理由を付した文章が提出され、競技会審査委員が認めた場合はこの限りではない。
5. 車両については、参加者から理由を付した文章が提出され、競技会審査委員会が認めた場合は変更が認められるが、参加クラスの変更を伴う車両変更は認められない。

## TRDラリーチャレンジ シリーズ車両規定

## 第12条 参加車両

- C-1 : 車両型式:SCP10、3ドア、ムーンルーフなし。
- C-2 : 1500ccRS、車両型式:DBA-NCP131-AHXVK(CVT)またはNCP131-AHMKV(5MT)  
特別仕様車トヨタ Vitz RS Racing NCP131-VPNTMV  
1500ccRS、車両型式:DBA-NCP91-AHXVK(CVT)またはNCP91-AHMKV(5MT)、  
特別仕様車トヨタ Vitz RS TRD Racing NCP91-VPMKMV  
トヨタ Vitz"TRD SPORT M" NCP91-VWMJXV(CVT)  
NCP91-VWMJMV(5MT)

注:トヨタ Vitz"TRD SPORT M"で参加する場合は、エキゾーストマニホールドを純正にもどすこと。

- C-3 :車両型式:DBA-ZN6および、86Racing DBA-ZN6-VPNT8\*参戦可。尚ラリーRJ車両(RJ車両)の参加は認められない。
- E-1 :C-2に同じ。
- E-2 :C-3に同じ。尚ラリーRJ車両(RJ車両)の参加も認める。
- E-3 :トヨタ車限定とし、気筒容積区分無し。Vitz RS TRD Racing NCP91-VPKMKV及び、Vitz RS Racing NCP131-VPNTMV参戦可。
- OPEN:トヨタ車以外の全自動車メーカーを対象とし、気筒容積区分無し。

また、全ての参加車両は道路運送車両の保安基準に適合した有効な自動車検査証を有する車両で、競技中においても常に保安基準に適合する状態でなければならない。  
乗車定員は5名または2名とし、競技中においても乗車定員分の座席を有すること。  
一般公道で有効な任意保険に加入していなければならない。

## 第13条 車両規定

### 第13条-1 : C-1(SCP10)車両規定

#### 1. 定義

2015年JAF国内競技車両規則第2編に従ったRJ・RF車両であり、以下の条件を満たすこと。  
T.R.C.で使用が認められた場合、認定部品以外の部品の使用も認められる。  
但し、認定部品の入手が困難な場合の対処とし、認定部品の代替として当該部品を装着する場合、事前にT.R.C事務局に申告を行い、承認を受けること(同等性能と認められる必要あり)。

#### 2. 安全規定

##### 2-1 ロールケージ

下記①または②のどちらかを装着すること。

- ① T.R.C.指定部品ロールケージを使用。かつドアバーの装着が義務付けられる。  
注:2名乗車タイプのロールケージを使用する場合は、各陸運支局等において乗車定員変更のための構造変更手続きを行うこと。  
品番:66510-NP100<2名乗車タイプ>  
品番:66510-NP110<5名乗車タイプ>
- ② JAF国内車両規則ラリー車両規定(RJ・RF車両)に合致したもの。  
注:2名乗車タイプのロールケージを使用する場合は、各陸運支局等において乗車定員変更のための構造等変更手続きを行うこと。  
なお、①②ともに乗員保護のため頭部等に接触する恐れのあるロールケージの部位は、緩衝材で覆わなくてはならない。

##### 2-2 安全ベルト

運転席および助手席に対し、ワンタッチ式フルハーネスタイプで4点式以上の安全ベルトの装着が義務づけられる。2015年JAF国内競技車両規則第2編第2章第2条および第4編付則「ラリー競技およびスピード行車競技における安全ベルトに関する指導要綱」に従うこと。  
なお、乗車定員分の純正シートベルトは取り外してはならない。

##### 2-3 頭部および頸部の保護装置(FHRシステム)

頭部および頸部の保護装置の装着を強く推奨する。尚、装着する場合は、2015年FIA国際モータースポーツ競技規則付則L項に従うこと。頭部および頸部の保護装置(FHRシステム)をドライバー、コ・ドライバー双方に装備している車両は、推奨補助として参加費から2000円(税込み)を割引する。

##### 2-3 ヘルメットおよびレーシングスーツ

乗員分のヘルメットおよびレーシングスーツを装備することが義務付けられる。2015年JAF国内競技車両規則第4編付則「ラリー競技に参加するクルーの装備品に関する付則」に従うこと。

##### 2-4 消火装置

消火装置の装着が義務づけられる。2015年JAF国内競技車両規則第2編第2章第3条に従うこと。

##### 2-5 その他の安全装備

下記の搭載備品が義務付けられる。  
三角停止板(2枚)、非常用信号灯、赤色灯、牽引ロープ、救急薬品、「OK」(緑色)「SOS」(赤色)A3サイズボード各2枚。

##### 2-6 障害者用操作装置

障害者用操作装置を装着することが出来る。ただし、健常者は使用しないこと。

#### 3. 改造規定

参加車両は、2015年JAF国内競技車両規則第2編によるRJ・RF車両であること。また、次の各項に従ったものでなければならない。当規定で定められていない項目は全て当初のままで、加工、変更および改造は一切許されない。さらに、当規定に定められていない性能の向上を目的としていると判断される部品の装着は、その効果の有無を問わず一切許されない。国内で販売されている同一車両型式車種用の純正部品を使用することは許される(T.R.C.事務局で認めた部品を除き、輸出仕様車専用部品の使用は許されない)。また、同一型式車種にレス仕様がある場合、加工を行わない方法で同一の仕様にする事は許される。ただし、ダイアグシステム(故障診断システム)において異常と判断される状態であってはならない。

### 3.1 エンジンおよび補機

#### 3.1-1 エンジン本体

国内で販売されているSCP10用純正部品に限り使用が許される。  
純正部品への旋盤加工、溶接、研磨などの機械加工や熱処理(コーティング含む)は許されない。

#### 3.1-2 フライホイール

加工、変更は許されない。

#### 3.1-3 ピストン

純正スタンダードサイズピストンに限り使用が許される。

#### 3.1-4 エンジンマウント

純正部品およびT.R.C.認定部品への変更が許される。

品番:12305-NP100(エンジンマウントRH)

品番:12305-NP101(エンジンマウントRH)

品番:12371-NP100(エンジンマウントRR)

品番:12372-NP100(エンジンマウントLH)

#### 3.1-5 ラジエター

本体の追加、加工および変更等の改造は許されない。また、導風板やダクトの取り付けも許されない。  
但し、ラジエターキャップは変更が許される。

#### 3.1-6 ラジエターファン

加工、変更および取外しは許されない。

#### 3.1-7 ラジエター配管

リザーバータンクの加工、変更等の改造は許されない。

また、ホース類の変更も許されない。

ただし、水温計測を目的とした温度センサー取り付けのための最小限の加工は許される。

#### 3.1-8 サーモスタット

変更は自由。ただし、取り付け部の加工は許されない。

#### 3.1-9 オイルクーラー

装着は許されない。

#### 3.1-10 オイルポンプ

一切の変更および改造は許されない。

#### 3.1-11 オイルフィルター

変更は自由。ただし当初の方式を維持し取り付け箇所の変更は許されない。

#### 3.1-12 オイルパン

加工、変更等の改造は許されない。

ただし、油温の計測を目的とした油温センサー取り付けのための最小限の加工は許される。

#### 3.1-13 バッテリー

搭載位置を含み一切の変更は許されない。サイズはB19R、B24R(容量は自由)に限る。ボディアース配線の変更は許されない。

#### 3.1-14 オルタネーター

一切の変更および改造は許されない。

#### 3.1-15 E.C.U.

追加及び加工・変更等の改造は許されない。

#### 3.1-16 点火系統

点火プラグの変更に限り許される。

#### 3.1-17 セルモーター

一切の変更および改造は許されない。

#### 3.1-18 吸気・排気マニホールド

一切の変更は許されない。また、排気マニホールドへ防熱措置(バンテージ等の装置)を施すことも不可とする。

#### 3.1-19 エアクリナー

エレメントに限り、T.R.C.認定部品への変更が許される。

品番:MS155-00004(17801-NP100)(スポーツエアフィルター)

エアクリナーケース、配管の変更および改造は許されない。

### 3. 1-20 マフラーおよび排気管

メインマフラーに限りT.R.C.認定部品への変更が許される。

品番:17400-NP100(ハイレスポンスマフラー-Ver. S)

2002年1月以降の車両にそれ以前の排気系部品を装着する場合は、o2センサーのコネクターを交換することが許される。

### 3. 1-21 排出ガス

暖機運転後アイドルリング状態において、CO:1%、HC:300ppmを超えないこと。

## 3. 2. シャシー

### 3. 2-1 全長および全幅

変更は許されない。

### 3. 2-2 ブッシュ類

T.R.C.認定部品への変更が許される。

品番:45517-NP100(ステアリングラックグロメットLH、PS有り)

品番:45517-NP110(ステアリングラックグロメットLH、PS無し)

品番:48609-NP101(フロントアッパーサポート)

品番:48654-NP100(フロントロワーアームブッシュ、03年5月まで)

品番:48654-NP110または48654-NP900(フロントロワーアームブッシュ、03年5月以降)

品番:48655-NP100(フロントロワーアームブッシュNo. 2)

品番:48750-NP100(リヤアッパーサポートASSY)

品番:48755-NP100(リヤアッパーサポート)

品番:48725-NP100(リヤサスペンションアームブッシュ)

品番:48726-NP100(リヤサスペンションアームシート)

品番:48815-NP100(フロントスタビライザーブッシュ)

品番:48817-NP100(フロントスタビライザークッション)

### 3. 2-3 スプリング

T.R.C.認定部品への変更が許される。スプリングインシュレーターの取り外しおよび変更は許されない。

品番:48131-NP120(フロントコイルスプリング)

品番:48231-NP130(リヤコイルスプリング)

### 3. 2-4 クラッチ

T.R.C.認定部品への変更が許される。

品番:31210-NP100(クラッチカバー)

品番:31250-NP100(スポーツフェーシングクラッチディスク)

品番:31250-NP110(メタルフェーシングクラッチディスク)

品番:90947-NP100(ダイレクトクラッチライン、99年8月以降)

### 3. 2-5 ギヤボックス

一切の変更および改造は許されない。

### 3. 2-6 ディファレンシャル

変速比(ファイナルギヤを含む)は一切の変更および改造は許されない。

純正ハウジングを改造することなく装着出来る機械式LSDの装着は認められる。

### 3. 2-7 制動装置

ブレーキパッド(ライニング)については、パッドとベースプレートの接触面積が増加しない事を条件に変更が許される。

ブレーキホースに限り変更が許される。

それらは、ボルトオンにて装着が可能であることを変更の条件とする。

それ以外の部品の変更、取り付け、取り外しは許されない。ABSの作動停止を目的とした改造は許されない。

### 3. 2-8 操作装置

使用性・操作性向上を目的としたペダルパッドの変更は認められる。

### 3. 2-9 ショックアブソーバー

T.R.C.認定部品への変更が許される。

品番:48510-NP110(フロントショックアブソーバー)

品番:48531-NP110(リヤショックアブソーバー)

### 3. 2-10 フロントスタビライザー

変更する事ができるが、取り付けはボルトオンによるものとし、車室内から調整可能であってはならない。また、取り外す事は許されない。

### 3. 2-11 リヤスタビライザー

同一車両型式に設定されているもの限り、アクスルビームASSYで変更することが許される。加工及び取り外しは許されない。

### 3. 2-12 アッパータワーバー

アッパータワーバーフロントについてのみ、下記の部品または左右のサスペンションサポート取り付けナットを使用した取り付けを行うものに限りに許される。

品番:53607-NP101(フロントタワーバー)

### 3. 2-13 ロワブレース

T.R.C.認定部品の取り付けに限り許される。

品番:51503-NP100(リヤサスペンションメンバーブレース)

### 3. 2-14 タイヤ・ホイール

TRDラリーチャレンジにおけるタイヤ・ホイールは下記要件を満たさなければならない。

1. 使用タイヤは下記のタイヤのみに限定する。  
ダンロップ SP SPORT 85-R Sスペック サイズ:175/65R14
2. 使用ホイールリム幅は5J(JJ)、5.5J(JJ)、6J(JJ)、のみ許され、フロント及びリヤは同サイズ(インセット含まず)のホイールとする。  
また、部分的であっても複合素材から成るホイールの使用は禁止する。
3. 競技中に使用できるタイヤ本数は、特別規則書に記載する。
4. 参加車両には、1本または2本のスペアを搭載しなければならない。また、スペアタイヤは確実に固定されていること。
5. ホイールインセットは自由。ただし、タイヤ・ホイールはいかなる場合も他の部分と接触しないこと
6. ホイールナットの材質および形状の変更が許されるが、ホイールスペーサーの使用は認められない。  
ホイールに間隔保持のための部材を溶接することは、ホイールスペーサーの使用とみなす。  
また、アクスルハブに間隔保持のための部材を取り付けることは、その取り付け方法の如何に関わらず、ホイールスペーサーの使用とみなす。
7. タイヤ・ホイールは車軸中心より前方30°、後方50°の範囲内でフェンダー等より突出していないこと。
8. ホイールはスチール製、またはJWLマークのある軽合金製とする。
9. ホイールナットの材質および形状の変更は許される。(鉄系材質の使用を推奨する)
10. スリップサインが出ていないこと。
11. タイヤは加工しないこと。
12. タイヤのウォームアップ、クールダウン、溶剤塗布等は行わないこと。

チャレンジカップにおけるタイヤは下記要件を満たさなければならない。

13. 使用タイヤは下記のタイヤのみに限定する。

ラリータイヤ 使用できるサイズは、175/65R14とする。

## 3. 3 車体

### 3. 3-1 アクセサリー等の自動車部品

当規定で許されているもの、美観または居住性向上等を目的としたアクセサリーは、車両の性能向上および特性に影響を与えない場合に限り、装着および変更が許される。  
ただし、競技に不必要と判断され、容易に取り外しができるものは、競技時には取り外さなくてはならない。  
特にダッシュボード上に装着する部品は、助手席エアバッグの展開の妨げにならないこと。

### 3. 3-2 自動車登録番号標(車両番号標)

移設することは許されない。

### 3. 3-3 空力装置(エアロパーツ)

純正部品および純正オプション部品に限り装着が許される。

### 3. 3-4 フロントグリル

純正部品および純正オプション部品に限り使用が許される。

### 3. 3-5 ボンネットおよびトランク

変更および加工は許されない。(3.3-7を適用する場合、最小限の加工は許される。)

### 3. 3-6 バンパー

変更および加工は許されない。(3.3-7を適用する場合、最小限の加工は許される。)

### 3. 3-7 前部霧灯

装着する際は、2015JAF国内競技車両規則第2編に従うこと。

### 3. 3-8 サイドおよびリヤガラス

塗装および色付きフィルムの貼り付け、視界の妨げとなるステッカーの貼り付けは許されない。

### 3. 3-9 ミラー

室内ミラーの変更は許されない。室外ミラーは純正部品および純正オプション部品に限り使用が許される。

### 3. 3-10 マッドフラップ

装着は許される。装着のための車両側への最小限の加工、リヤ側のインナーフェンダーの取り外しは許される。

### 3.3-11 アンダーガード

装着は許される。

ただし空力効果を生じさせるものであってはならない。

尚、エンジンアンダーガードは、前部ホイール軸の前方においてのみ、前部バンパー下部の全幅に相当する幅まで伸張させる事が出来る。これらは、最小限の加工により取り付けられること。

### 3.3-12 ヒーター・エアコン

ヒーター(デフロスタ)およびエアコンの取り外しは許されない。また、正常に機能しなくてはならない。

### 3.3-13 ラジオ類

取り外しが許される。なお、ラジオを取り外した場合、簡易的でない方法で蓋をすること。

### 3.3-14 補助メーター(計器類)

電気式メーターに限り追加装着することが許される。ただし標準装着されているメーター類は当初の機能を保持しなくてはならない。取り付けについては、乗員の保護を十分に考慮した取り付け位置、取り付け方法であること。特に助手席側にトリップメーター等を追加する際は、突起物となったりエアバッグ展開の妨げにならないこと。

### 3.3-15 座席

変更する場合は、2015年JAF国内競技車両規則第2編第3章9.4を満たすこと。

### 3.3-16 変速レバーおよびシフトノブ

ボルトオンで装着できる物に限り変更が許される。

### 3.3-17 フットレスト・ニーレスト

運転席、助手席共に装着が許される。

### 3.3-18 ヒールプレート

運転席、助手席共に装着が許される。

### 3.3-19 ステアリング

純正オプション品またはT.R.C.認定部品に限り変更が許される。

品番:45100-SP060-(SRSエアバッグスポーツステアリングホイール)

純正装置以外を使用した位置の調整は許されない。

### 3.3-20 防音材

室内およびエンジンルーム内にある防音材の取り外しは、車体に改造を行わない方法でのみ許される。

### 3.3-21 内装

すべての部品は削除することは許されない。ただし、下記に記載されたものを除く。

1. フロアカーペット

2. ロールケージ装着にともなう、最小限の内装切除。

エアバッグ、E.C.U.およびリヤショックアブソーバー上部等に装着されているカバーの削除は許されない。

### 3.3-22 車体補強

あて板など材料を用いた補強は禁止される。

## 第13条-2.1 : C-2(NCP131)車両規定

### 1. 定義

2015年 JAF 国内競技車両規則第2編に従ったRJ・RF車両で、以下の条件を満たすこと。

**指定部品**—T.R.C.で使用が義務付けられた部品。指定部品以外の使用は、純正部品も含み認められない。

**認定部品**—T.R.C.で使用が認められた部品。認定部品以外に純正部品の使用も認められる。(ロールケージを除く)

※T.R.C.で認められた(車両規定およびブルテンに記載されている)場合を除き、

指定部品・認定部品に対する一切の加工(修正加工を含む)・調整・改造は認められない。

### 2. 安全規定

#### 2-1 ロールケージ

下記①または②のどちらかを装着すること。

①: T.R.C.認定部品ロールケージ(5名乗車仕様:トヨタ Vitz RS Racing装着品)

品番:66510-KP300(ロールケージ)

注1:上記ロールケージはRF車両規定合致品になります。

注2:①のロールケージ装着車を2名乗車に変更することは認められない。

②: JAF国内車両規則ラリー車両規定(RJ・RF車両)に合致したもの。

注:2名乗車タイプのロールケージを使用する場合は、各陸運支局等において乗車定員変更のための構造等変更手続きを行うこと。

なお、①②ともに乗員保護のため頭部等に接触する恐れのあるロールケージの部位は、緩衝材で覆わなくてはならない。



## 2-2 安全ベルト

運転席および助手席に対し、ワンタッチ式フルハーネスタイプで4点式以上の安全ベルトの装着が義務づけられる。2015年JAF国内競技車両規則第2編第2章第2条および第4編付則「ラリー競技およびスピード行事競技における安全ベルトに関する指導要綱」に従うこと。  
なお、乗車定員分の純正シートベルトは取り外してはならない。

## 2-3 頭部および頸部の保護装置(FHRシステム)

頭部および頸部の保護装置の装着を強く推奨する。尚、装着する場合は、2015年FIA国際モータースポーツ競技規則付則L項に従うこと。頭部および頸部の保護装置(FHRシステム)をドライバー、コ・ドライバー双方に装備している車両は、推奨補助として参加費から2000円(税込み)を割引する。

## 2-4 ヘルメットおよびレーシングスーツ

乗員分のヘルメットおよびレーシングスーツを装備することが義務づけられる。2015年JAF国内競技車両規則第4編付則「ラリー競技に参加するクルーの装備品に関する付則」に従うこと。

## 2-5 消火装置

消火装置の装着が義務づけられる。2015年JAF国内競技車両規則第2編第2章第3条に従うこと。

## 2-6 その他の安全装備

下記の搭載備品が義務づけられる。

三角停止板(2枚)、非常用信号灯、赤色灯、牽引ロープ、救急薬品、「OK」(緑色)「SOS」(赤色)A3サイズボード各2枚

## 2-7 障害者用操作装置

障害者用操作装置を装着することが出来る。ただし、健常者は使用しないこと。

## 3. 改造規定

参加車両は、2015年JAF国内競技車両規則第2編によるRJ・RF車両であること。また、次の各項に従ったものでなければならない。当規定で定められていない項目は全て当初のままで、加工、変更および改造は一切許されない。さらに、当規定に定められていない性能の向上を目的としていると判断される部品の装着は、その効果の有無を問わず一切許されない。国内で販売されている同一車両型式車種の純正部品(1500ccRS用のみ)を使用することは許される(T.R.C.事務局で認めた部品を除き、輸出仕様車専用部品の使用は許されない)。また、同一型式車種にレス仕様がある場合、加工を行わない方法で同一の仕様にする事は許される。ただし、ダイアグシステム(故障診断システム)において異常と判断される状態であってはならない。

## 3.1 エンジンおよび補機

### 3.1-1 エンジン本体

国内で販売されているNCP131用純正部品に限り使用が許される。

純正部品への旋盤加工、溶接、研磨などの機械加工や熱処理(コーティング含む)は許されない。

(注意:GR ネットカップ ヴィッツレースに使用しているトヨタ Vitz RS Racingの車両には、レースの規則でエンジン封印が施されていますが、TRDラリーチャレンジにおいては、封印の解除も可能です。ただし解除した場合は、レースへの参加が認められません。新たに封印済みエンジンの購入が必要です。)

### 3.1-2 フライホイール

加工、変更は許されない。

### 3.1-3 ピストン

純正スタンダードサイズピストンに限り使用が許される。

### 3.1-4 エンジンマウント

T.R.C.認定部品への変更が許される。

品番:12305-NP900(エンジンマウントRH)

品番:12372-KP300(エンジンマウントLH)

品番:12363-NP900(エンジンマウントRR)

### 3.1-5 ラジエター

本体の追加、加工および変更等の改造は許されない。また、導風板やダクトの取り付けも許されない。但し、ラジエターキャップは変更が許される。

### 3.1-6 ラジエターファン

加工、変更および取外しは許されない。

### 3.1-7 ラジエター配管

リザーバータンクの加工、変更等の改造は許されない。

また、ホース類の変更も許されない。

ただし、水温計測を目的とした温度センサー取り付けのための最小限の加工は許される。

### 3.1-8 サーモスタット

変更は自由。ただし、取り付け部の加工は許されない。

### 3.1-9 オイルクーラー

装着は許されない。

### 3.1-10 オイルポンプ

一切の変更および改造は許されない。

### 3.1-11 オイルフィルター

変更は自由。ただし当初の方式を維持し取り付け箇所の変更は許されない。

### 3.1-12 オイルパン

加工、変更等の改造は許されない。

ただし、油温の計測を目的とした油温センサー取り付けのための最小限の加工は許される。

### 3.1-13 バッテリー

搭載位置を含み一切の変更は許されない。サイズは「B24L」(容量は自由)に限る。ボディアース配線の変更は許されない。

### 3.1-14 オルタネーター

一切の変更および改造は許されない。

### 3.1-15 E.C.U.

追加及び加工・変更等の改造は許されない。

### 3.1-16 点火系統

点火プラグの変更に限り許される。

### 3.1-17 セルモーター

一切の変更および改造は許されない。

### 3.1-18 吸気・排気マニホールド

一切の変更は許されない。また、排気マニホールドへ防熱措置(バンテージ等の装置)を施すことも不可とする。

### 3.1-19 エアクリーナー

エレメントに限り、T.R.C.認定部品への変更が許される。

品番:MS155-00004(17801-NP900)(スポーツエアフィルター)

エアクリーナーケース、配管の変更および改造は許されない。

### 3.1-20 マフラーおよび排気管

メインマフラーに限りT.R.C.認定部品への変更が許される。

品番:MS153-52012(ハイレスポンスマフラー-Ver. S)

### 3.1-21 排出ガス

暖機運転後アイドリング状態において、CO:1%、HC:300ppmを超えないこと。

## 3.2 シャシー

### 3.2-1 全長および全幅

変更は許されない。

### 3.2-2 ブッシュ類

T.R.C.認定部品への変更が許される。

品番:48609-NP900(フロントアッパーサポート)

品番:48755-NP100(リヤアッパーサポート)

品番:48752-NP900(リヤサスペンションサポートストッパー)

品番:48654-NP900(フロントロワーアームブッシュ)

### 3.2-3 スプリング

T.R.C.認定部品への変更が許される。スプリングインシュレーターの取り外しおよび変更は許されない。

品番:48131-NP920(フロントコイルスプリング)

品番:48231-NP930(リヤコイルスプリング)

### 3.2-4 クラッチ

T.R.C.認定部品への変更が許される。

品番:31210-AE100(クラッチカバー)

品番:31250-AE963(メタルフェーシングクラッチディスク)

品番:31250-NP900(スポーツフェーシングクラッチディスク)

品番:31482-NP900(ダイレクトクラッチライン)

### 3.2-5 ギヤボックス

一切の変更および改造は許されない。

### 3.2-6 ディファレンシャル

変速比(ファイナルギア含む)は一切の変更および改造は許されない。

純正ハウジングを改造することなく装着出来る機械式LSDの装着は認められる。

### 3.2-7 制動装置

ブレーキパッドについては、パッドとベースプレートの接触面積が増加しない事を条件に変更が許される。

ブレーキホースに限り変更が許される。

それらは、ボルトオンにて装着が可能であることを変更の条件とする。

それ以外の部品の変更、取り付け、取り外しは許されない。ABSの作動停止を目的とした改造は許されない。

### 3.2-8 操作装置

使用性・操作性向上を目的としたペダルパッドの変更は認められる。

### 3.2-9 ショックアブソーバー

T.R.C.認定部品への変更が許される。

品番:48510-NP920(フロントショックアブソーバー-RH)

品番:48520-NP920(フロントショックアブソーバー-LH)

品番:48530-NP920(リヤショックアブソーバー)

### 3.2-10 フロントスタビライザー

変更は自由。ただし取り付けはボルトオンによるものとし、車室内から調整可能であってはならない。また、取り外す事は許されない。

### 3.2-11 アッパータワーバー

装着は許されない。

### 3.2-12 ロワブレース

装着は許されない。

### 3.2-13 タイヤ・ホイール

TRDラリーチャレンジにおけるタイヤ・ホイールは下記要件を満たさなければならない。

1. 使用タイヤは下記記載のタイヤに限定する。

ダンロップ DIREZZA 87R。使用できるサイズは、185/60R15とする。

2. 使用ホイールリム幅は5J(JJ)、5.5J(JJ)、6J(JJ)、6.5J(JJ)のみ許され、フロントおよびリヤは同サイズ(インセットは含まず)のホイールとする。また、部分的であっても複合素材から成るホイールの使用は禁止する。

3. 競技中に使用できるタイヤ本数は、特別規則書に記載する。

4. 参加車両には、1本または2本のスペアを搭載しなければならない。また、スペアタイヤは確実に固定されていること。

5. ホイールインセットは自由。ただし、タイヤ・ホイールはいかなる場合も他の部分と接触しないこと

6. ホイールナットの材質および形状の変更が許されるが、ホイールスペーサーの使用は認められない。

ホイールに間隔保持のための部材を溶接することは、ホイールスペーサーの使用とみなす。

また、アクスルハブに間隔保持のための部材を取り付けることは、その取り付け方法の如何に関わらず、

ホイールスペーサーの使用とみなす。

7. タイヤ・ホイールは車軸中心より前方30°、後方50°の範囲内でフェンダー等より突出していないこと。

8. ホイールはスチール製、またはJWLマークのある軽合金製とする。

9. ホイールナットの材質および形状の変更は許される。(鉄系材質の使用を推奨する)

10. スリップサインが出ていないこと。

11. タイヤは加工しないこと。

12. タイヤのウォームアップ、クールダウン、溶剤塗布等は行わないこと。

チャレンジカップにおけるタイヤは下記要件を満たさなければならない。

13. 使用タイヤは下記のタイヤのみに限定する。

ラリータイヤ 使用できるサイズは、185/60R15とする。

## 3.3 車体

### 3.3-1 アクセサリー等の自動車部品

当規定で許されているもの、美観または居住性向上等を目的としたアクセサリーは、

車両の性能向上および特性に影響を与えない場合に限り、装着および変更が許される。

ただし、競技に不必要と判断され、容易に取り外しができるものは、競技時には取り外さなくてはならない。

特にダッシュボード上に装着する部品は、助手席エアバッグの展開の妨げにならないこと。

### 3.3-2 自動車登録番号標(車両番号標)

移設することは許されない。

### 3.3-3 空力装置(エアロパーツ)

純正部品、純正オプション部品およびTRD部品に限り装着が許される。

### 3.3-4 フロントグリル

純正部品および純正オプション部品に限り使用が許される。

### 3.3-5 ボンネットおよびトランク

変更および加工は許されない。(3.3-7を適用する場合、最小限の加工は許される。)

### 3.3-6 バンパー

変更および加工は許されない。(3.3-7を適用する場合、最小限の加工は許される。)

### 3.3-7 前部霧灯

装着する際は、2015年JAF国内競技車両規則第2編に従うこと。

### 3.3-8 サイドおよびリヤガラス

塗装および色付きフィルムの貼り付け、視界の妨げとなるステッカーの貼り付けは許されない。

### 3.3-9 ミラー

室内ミラーの変更は許されない。室外ミラーは純正部品および純正オプション部品に限り使用が許される。

### 3.3-10 マッドフラップ

装着は許される。装着のための車両側への最小限の加工は許される。

### 3.3-11 アンダーガード

T.R.C.認定部品に限り装着が許される。

品番:51430-NP900<エンジンアンダーガード>

品番:77266-NP900<フューエルチューブプロテクタ>

品番:77108-NP900<フューエルタンクプロテクタ>

尚、エンジンアンダーガードは、前部ホイール軸の前方においてのみ、前部バンパー下部の全幅に相当する幅まで伸張させることができる。これらは、最小限の加工により取り付けられること。

### 3.3-12 ヒーター・エアコン

ヒーター(デフロスタ)およびエアコンの取り外しは許されない。また、正常に機能しなくてはならない。

### 3.3-13 ラジオ類

取り外しが許される。なお、ラジオを取り外した場合、簡易的でない方法で蓋をすること。

### 3.3-14 補助メーター(計器類)

電気式メーターに限り追加装着することが許される。ただし標準装着されているメーター類は当初の機能を保持しなくてはならない。取り付けについては、乗員の保護を十分に考慮した取り付け位置、取り付け方法であること。特に助手席側にトリップメーター等を追加する際は、突起物となったりエアバッグ展開の妨げにならないこと。

### 3.3-15 座席

変更する場合は、2015年JAF国内競技車両規則第2編第3章9.4を満たすこと。

### 3.3-16 変速レバーおよびシフトノブ

ボルトオンで装着できる物に限り変更が許される。

### 3.3-17 フットレスト・ニーレスト

運転席、助手席共に装着が許される。

### 3.3-18 ヒールプレート

運転席、助手席共に装着が許される。

### 3.3-19 ステアリング

純正オプション品に限り変更が許される。また、純正装置以外を使用した位置の調整は許されない。

### 3.3-20 防音材

室内およびエンジンルーム内にある防音材の取り外しは、車体に改造を行わない方法でのみ許される。

### 3.3-21 内装

すべての部品は削除することは許されない。ただし、下記に記載されたものを除く。

1. フロアカーペット

2. ロールケージ装着にともなう、最小限の内装切除。

エアバッグおよびリヤショックアブソーバー上部等に装着されているカバーの削除は許されない。

### 3. 3-22 車体補強

あて板など材料を用いた補強は禁止される。

## 第13条-2.2 : C-2(NCP91)車両規定

### 1. 定義

2015年JAF国内競技車両規則第2編に従ったRJ・RF車両で、以下の条件を満たすこと。

**指定部品**—T.R.C.で使用が義務付けられた部品。指定部品以外の使用は、純正部品も含み認められない。

**認定部品**—T.R.C.で使用が認められた部品。認定部品以外に純正部品の使用も認められる。(ロールケージを除く)

※T.R.C.で認められた(車両規定およびブルテンに記載されている)場合を除き、

指定部品・認定部品に対する一切の加工(修正加工を含む)・調整・改造は認められない。

### 2. 安全規定

#### 2-1 ロールケージ

下記①または②のどちらかを装着すること。

①: T.R.C.認定部品ロールケージ(5名乗車仕様:トヨタ Vitz RS TRD Racing装着品)

品番:66510-NP900(ロールケージセット)

注1:上記ロールケージはRF車両規定合致品になります。

注2:①のロールケージ装着車を2名乗車に変更することは認められない。

②:JAF国内車両規則ラリー車両規定(RJ車両)に合致したもの。

注:2名乗車タイプのロールケージを使用する場合は、各陸運支局等において乗車定員変更のための構造等変更手続きを行うこと。

なお、①②ともに乗員保護のため頭部等に接触する恐れのあるロールケージの部位は、緩衝材で覆わなくてはならない。

#### 2-2 安全ベルト

運転席および助手席に対し、ワンタッチ式フルハーネスタイプで4点式以上の安全ベルトの装着が義務づけられる。2015年JAF国内競技車両規則第2編第2章第2条および第4編付則「ラリー競技およびスピード行事競技における安全ベルトに関する指導要綱」に従うこと。

なお、乗車定員分の純正シートベルトは取り外してはならない。

#### 2-3 頭部および頸部の保護装置(FHRシステム)

頭部および頸部の保護装置の装着を強く推奨する。尚、装着する場合は、2015年FIA国際モータースポーツ競技規則付則L項に従うこと。頭部および頸部の保護装置(FHRシステム)をドライバー、コ・ドライバー双方に装備している車両は、

推奨補助として参加費から2000円(税込み)を割引する。

#### 2-3 ヘルメットおよびレーシングスーツ

乗員分のヘルメットおよびレーシングスーツを装備することが義務づけられる。2015年JAF国内競技車両規則第4編付則「ラリー競技に参加するクルーの装備品に関する付則」に従うこと。

#### 2-4 消火装置

消火装置の装着が義務づけられる。2015年JAF国内競技車両規則第2編第2章第3条に従うこと。

#### 2-5 その他の安全装備

下記の搭載備品が義務づけられる。

三角停止板(2枚)、非常用信号灯、赤色灯、牽引ロープ、救急薬品、「OK」(緑色)「SOS」(赤色)A3サイズボード各2枚

#### 2-6 障害者用操作装置

障害者用操作装置を装着することが出来る。ただし、健常者は使用しないこと。

### 2. 改造規定

参加車両は、2015年JAF国内競技車両規則第2編によるRJ・RF車両であること。また、次の各項に従ったものでなければならない。当規定で定められていない項目は全て当初のままで、加工、変更および改造は一切許されない。さらに、当規定に定められていない性能の向上を目的としていると判断される部品の装着は、その効果の有無を問わず一切許されない。国内で販売されている同一車両型式車種の純正部品(1500ccRS用のみ)を使用することは許される(T.R.C.事務局で認めた部品を除き、輸出仕様車専用部品の使用は許されない)。また、同一型式車種にレス仕様がある場合、加工を行わない方法で同一の仕様にすることは許される。ただし、ダイアグシステム(故障診断システム)において異常と判断される状態であってはならない。

### 3. 1 エンジンおよび補機

#### 3. 1-1 エンジン本体

国内で販売されているNCP91用純正部品に限り使用が許される。

純正部品への旋盤加工、溶接、研磨などの機械加工や熱処理(コーティング含む)は許されない。

(注意:ネットカップ ヴィッツレースに使用しているトヨタ Vitz RS TRD Racingの車両には、レースの規則でエンジン封印が施されていますが、TRDラリーチャレンジにおいては、封印の解除も可能です。)

#### 3. 1-2 フライホイール

加工、変更は許されない。

#### 3. 1-3 ピストン

純正スタンダードサイズピストンに限り使用が許される。

### 3.1-4 エンジンマウント

T.R.C.認定部品への変更が許される。

品番:12305-NP900(エンジンマウントRH)

品番:12372-NP900(エンジンマウントLH)

品番:12363-NP900(エンジンマウントRR)

### 3.1-5 ラジエター

本体の追加、加工および変更等の改造は許されない。また、導風板やダクトの取り付けも許されない。但し、ラジエターキャップは変更が許される。

### 3.1-6 ラジエターファン

加工、変更および取外しは許されない。

### 3.1-7 ラジエター配管

リザーバータンクの加工、変更等の改造は許されない。

また、ホース類の変更も許されない。

ただし、水温計測を目的とした温度センサー取り付けのための最小限の加工は許される。

### 3.1-8 サーモスタット

変更は自由。ただし、取り付け部の加工は許されない。

### 3.1-9 オイルクーラー

装着は許されない。

### 3.1-10 オイルポンプ

一切の変更および改造は許されない。

### 3.1-11 オイルフィルター

変更は自由。ただし当初の方式を維持し取り付け箇所の変更は許されない。

### 3.1-12 オイルパン

加工、変更等の改造は許されない。

ただし、油温の計測を目的とした油温センサー取り付けのための最小限の加工は許される。

### 3.1-13 バッテリー

搭載位置を含み一切の変更は許されない。サイズは「B24L」(容量は自由)に限る。ボディアース配線の変更は許されない。

### 3.1-14 オルタネーター

一切の変更および改造は許されない。

### 3.1-15 E.C.U.

追加、加工および変更等の改造は許されない。

### 3.1-16 点火系統

点火プラグの変更に限り許される。

### 3.1-17 セルモーター

一切の変更および改造は許されない。

### 3.1-18 吸気・排気マニホールド

一切の変更は許されない。また、排気マニホールドへ防熱措置(バンテージ等の装置)を施すことも不可とする。

### 3.1-19 エアクリナー

エレメントに限り、T.R.C.認定部品への変更が許される。

品番:MS155-00004(17801-NP900)(スポーツエアフィルター)

エアクリナーケース、配管の変更および改造は許されない。

### 3.1-20 マフラーおよび排気管

メインマフラーに限りT.R.C.認定部品への変更が許される。

品番:MS153-52001(17400-NP900)(ハイレスポンスマフラー-Ver. S)

品番:MS153-52003(17400-NP910)(ハイレスポンスマフラー-Ver. R)

品番:MS153-52008(ハイレスポンスマフラー-Ver. S)

品番:MS153-52009(ハイレスポンスマフラー-Ver. R)

### 3.1-21 排出ガス

暖機運転後アイドリング状態において、CO:1%、HC:300ppmを超えないこと。

### 3. 2 シャシー

#### 3. 2-1 全長および全幅

変更は許されない。

#### 3. 2-2 ブッシュ類

T.R.C.認定部品への変更が許される。

品番:48609-NP900(フロントアッパーサポート)

品番:48755-NP100(リアアッパーサポート)

品番:48752-NP900(リヤサスペンションサポートストッパー)

品番:48654-NP900(フロントロワーアームブッシュ)

品番:48726-NP900(リヤサスペンションアームシートインナー)

品番:48726-NP910(リヤサスペンションアームシートアウター)

#### 3. 2-3 スプリング

T.R.C.認定部品への変更が許される。スプリングインシュレーターの取り外しおよび変更は許されない。

品番:48131-NP920(フロントコイルスプリング)

品番:48231-NP930(リヤコイルスプリング)

#### 3. 2-4 クラッチ

T.R.C.認定部品への変更が許される。

品番:31210-AE100(クラッチカバー)

品番:31250-AE963(メタルフェーシングクラッチディスク)

品番:31250-NP900(スポーツフェーシングクラッチディスク)

品番:31482-NP900(ダイレクトクラッチライン)

#### 3. 2-5 ギヤボックス

一切の変更および改造は許されない。

#### 3. 2-6 ディファレンシャル

変速比(ファイナルギヤを含む)は一切の変更および改造は許されない。

純正ハウジングを改造することなく装着出来る機械式LSDの装着は認められる。

#### 3. 2-7 制動装置

ブレーキパッドについては、パッドとベースプレートの接触面積が増加しない事を条件に変更が許される。

ブレーキホースに限り変更が許される。

それらは、ボルトオンにて装着が可能であることを変更の条件とする。

それ以外の部品の変更、取り付け、取り外しは許されない。ABSの作動停止を目的とした改造は許されない。

#### 3. 2-8 操作装置

使用性・操作性向上を目的としたペダルパッドの変更は認められる。

#### 3. 2-9 ショックアブソーバー

T.R.C.認定部品への変更が許される。

品番:48510-NP920(フロントショックアブソーバー-RH)

品番:48520-NP920(フロントショックアブソーバー-LH)

品番:48530-NP920(リヤショックアブソーバー)

#### 3. 2-10 フロントスタビライザー

変更は許されない。

#### 3. 2-12 アッパータワーバー

装着は許されない。

#### 3. 2-13 ロワブレース

装着は許されない。

#### 3. 2-14 タイヤ・ホイール

TRDラリーチャレンジにおけるタイヤ・ホイールは下記要件を満たさなければならない。

1. 使用タイヤは下記記載のタイヤに限定する。

ダンロップ DIREZZA 87R. 使用できるサイズは、185/60R15とする。

2. 使用ホイールリム幅は5J(JJ)、5.5J(JJ)、6J(JJ)、6.5J(JJ)のみ許され、フロントおよびリヤは同サイズ(インセットは含まず)のホイールとする。また、部分的であっても複合素材から成るホイールの使用は禁止する。

3. 競技中に使用できるタイヤ本数は、特別規則書に記載する。

4. 参加車両には、1本または2本のスペアを搭載しなければならない。また、スペアタイヤは確実に固定されていること。

5. ホイールインセットは自由。ただし、タイヤ・ホイールはいかなる場合も他の部分と接触しないこと

6. ホイールナットの材質および形状の変更が許されるが、ホイールスペーサーの使用は認められない。

ホイールに間隔保持のための部材を溶接することは、ホイールスペーサーの使用とみなす。

また、アクスルハブに間隔保持のための部材を取り付けることは、その取り付け方法の如何に関わらず、ホイールスペーサーの使用とみなす。

7. タイヤ・ホイールは車軸中心より前方30°、後方50°の範囲内でフェンダー等より突出していないこと。
8. ホイールはスチール製、またはJWLマークのある軽合金製とする。
9. ホイールナットの材質および形状の変更は許される。(鉄系材質の使用を推奨する)
10. スリップサインが出ていないこと。
11. タイヤは加工しないこと。
12. タイヤのウォームアップ、クールダウン、溶剤塗布等は行わないこと。

チャレンジカップにおけるタイヤは下記要件を満たさなければならない。

13. 使用タイヤは下記のタイヤのみに限定する。  
フリータイヤ 使用できるサイズは、185/60R15とする。

### 3.3 車体

#### 3.3-1 アクセサリー等の自動車部品

当規定で許されているもの、美観または居住性向上等を目的としたアクセサリは、車両の性能向上および特性に影響を与えない場合に限り、装着および変更が許される。ただし、競技に不必要と判断され、容易に取り外しができるものは、競技時には取り外さなくてはならない。特にダッシュボード上に装着する部品は、助手席エアバッグの展開の妨げにならないこと。

#### 3.3-2 自動車登録番号標(車両番号標)

移設することは許されない。

#### 3.3-3 空力装置(エアロパーツ)

純正部品、純正オプション部品およびTRD部品に限り装着が許される。

#### 3.3-4 フロントグリル

純正部品および純正オプション部品に限り使用が許される。

#### 3.3-5 ボンネットおよびトランク

変更および加工は許されない。(3.3-7を適用する場合、最小限の加工は許される)

#### 3.3-6 バンパー

変更および加工は許されない。(3.3-7を適用する場合、最小限の加工は許される)

#### 3.3-7 前部霧灯

装着する際は、2015年JAF国内競技車両規則第2編に従うこと。

#### 3.3-8 サイドおよびリヤガラス

塗装および色付きフィルムの貼り付け、視界の妨げとなるステッカーの貼り付けは許されない。

#### 3.3-9 ミラー

室内ミラーの変更は許されない。室外ミラーは純正部品および純正オプション部品に限り使用が許される。

#### 3.3-10 マッドフラップ

装着は許される。装着のための車両側への最小限の加工は許される。

#### 3.3-11 アンダーガード

T.R.C.認定部品に限り装着が許される。

品番:51430-NP900<エンジンアンダーガード>

品番:77266-NP900<フューエルチューブプロテクタ>

品番:77108-NP900<フューエルタンクプロテクタ>

尚、エンジンアンダーガードは、前部ホイール軸の前方においてのみ、前部バンパー下部の全幅に相当する幅まで伸張させることができる。これらは、最小限の加工により取り付けられること。

#### 3.3-12 ヒーター・エアコン

ヒーター(デフロスタ)およびエアコンの取り外しは許されない。また、正常に機能しなくてはならない。

#### 3.3-13 ラジオ類

取り外しが許される。なお、ラジオを取り外した場合、簡易的でない方法で蓋をすること。

#### 3.3-14 補助メーター(計器類)

電気式メーターに限り追加装着することが許される。ただし標準装着されているメーター類は当初の機能を保持しなくてはならない。取り付けについては、乗員の保護を十分に考慮した取り付け位置、取り付け方法であること。特に助手席側にトリップメーター等を追加する際は、突起物となったりエアバッグ展開の妨げにならないこと。



### 3.3-15 座席

変更する場合は、2015年JAF国内競技車両規則第2編第3章9.4を満たすこと。

### 3.3-16 変速レバーおよびシフトノブ

ボルトオンで装着できる物に限り変更が許される。

### 3.3-17 フットレスト・ニーレスト

運転席、助手席共に装着が許される。

### 3.3-18 ヒールプレート

運転席、助手席共に装着が許される。

### 3.3-19 ステアリング

純正オプション品に限り変更が許される。また、純正装置以外を使用した位置の調整は許されない。

### 3.3-20 防音材

室内およびエンジンルーム内にある防音材の取り外しは、車体に改造を行わない方法でのみ許される。

### 3.3-21 内装

すべての部品は削除することは許されない。ただし、下記に記載されたものを除く。

1. フロアカーペット

2. ロールケージ装着にともなう、最小限の内装切除。

エアバッグおよびリヤショックアブソーバー上部等に装着されているカバーの削除は許されない。

### 3.3-22 車体補強

あて板など材料を用いた補強は禁止される。

## 第13条-3 : C-3(DBA-ZN6)車両規定

### 1. 定義

2015年のJAF国内競技車両規則第2編に従ったRPN・RF車両でトヨタ「86」限定とし、以下の条件を満たすこと。

**指定部品**—T.R.C.で使用が義務付けられた部品。指定部品以外の使用は、純正部品も含み認められない。

**認定部品**—T.R.C.で使用が認められた部品。認定部品以外に純正部品の使用も認められる。

※T.R.C.で認められた(車両規定およびブルテンに記載されている)場合を除き、

指定部品・認定部品に対する一切の加工(修正加工を含む)・調整・改造は認められない。

### 2. 安全規定

#### 2-1 ロールケージ

下記①または②のどちらかを装着すること。

①: T.R.C.認定部品ロールケージ(5名乗車仕様:トヨタ 86 Racing装着品)

品番:66510-ZN600(ロールケージ)

注1:上記ロールケージはRF車両規定合致品になります。

注2:①のロールケージ装着車を2名乗車に変更することは認められない。

②: JAF国内車両規則ラリー車両規定(RPN・RF車両)に合致したものであること。

注:2名乗車タイプのロールケージを使用する場合は、各陸運支局等において乗車定員変更のための構造等変更手続きを行うこと。

なお、①②ともに乗員保護のため頭部等に接触する恐れのあるロールケージの部位は、緩衝材で覆わなくてはならない。

#### 2-2 安全ベルト

運転席および助手席に対し、ワンタッチ式フルハーネスタイプで4点式以上の安全ベルトの装着が義務づけられる。2015年JAF国内競技車両規則第2編第2章第2条および第4編付則「ラリー競技およびスピード行事競技における安全ベルトに関する指導要綱」に従うこと。

なお、乗車定員分の純正シートベルトは取り外してはならない。

#### 2-3 頭部および頸部の保護装置(FHRシステム)

頭部および頸部の保護装置の装着を強く推奨する。尚、装着する場合は、2015年FIA国際モータースポーツ競技規則付則L項に従うこと。頭部および頸部の保護装置(FHRシステム)をドライバー、コ・ドライバー双方に装備している車両は、

推奨補助として参加費から2000円(税込み)を割引する。

#### 2-3 ヘルメットおよびレーシングスーツ

乗員分のヘルメットおよびレーシングスーツを装備することが義務づけられる。2015年JAF国内競技車両規則第4編付則「ラリー競技に参加するクルーの装備品に関する付則」に従うこと。

#### 2-4 消火装置

消火装置の装着が義務づけられる。2015年JAF国内競技車両規則第2編第2章第3条に従うこと。

#### 2-5 その他の安全装備

下記の搭載備品が義務づけられる。

## 2-6 障害者用操作装置

障害者用操作装置を装着することが出来る。ただし、健常者は使用しないこと。

## 3. 改造規定

参加車両は、2015年JAF国内競技車両規則第2編に従ったRPN・RF車両とし、次の各項に従ったものでなければならない。  
当規定で定められていない項目は全て当初のままで、加工、変更および改造は一切許されない。さらに、当規定に定められていない性能の向上を目的としていると判断される部品の装着は、その効果の有無を問わず一切許されない。

### 3.1 エンジンおよび補機

#### 3.1-1 エンジン本体

国内で販売されているZN6用純正部品に限り使用が許される。

純正部品への旋盤加工、溶接、研磨などの機械加工や熱処理(コーティング含む)は許されない。

(注意:GR 86/BRZ Raceに使用しているトヨタ86「86 Racing」の車両には、レースの規則でエンジン封印が施されていますが、TRDラリーチャレンジにおいては、封印の解除も可能です。ただし解除した場合は、レースへの参加が認められません。新たに封印済みエンジンの購入が必要です。)

#### 3.1-2 フライホイール

加工、変更は許されない。

#### 3.1-3 ピストン

純正スタンダードサイズピストンに限り使用が許される。

#### 3.1-4 エンジンマウント

T.R.C.認定部品への変更が許される。

品番:12311-ZN600(エンジンマウントRH)

品番:12315-ZN600(エンジンマウントLH)

品番:12371-ZN600(エンジンマウントRR)

#### 3.1-5 ラジエター

本体の追加、加工および変更等の改造は許されない。また、導風板やダクトの取り付けも許されない。

但し、ラジエターキャップは変更が許される。

#### 3.1-6 ラジエターファン

加工、変更および取外しは許されない。

#### 3.1-7 ラジエター配管

リザーバータンクの加工、変更等の改造は許されない。

また、ホース類の変更も許されない。

ただし、水温計測を目的とした温度センサー取り付けのための最小限の加工は許される。

#### 3.1-8 サーモスタット

変更は自由。ただし、取り付け部の加工は許されない。

#### 3.1-9 オイルクーラー

装着は許されない。

但し、86Racing DBA-ZN6-VPNT8\*は、純正装着のものに限り使用が許される。仕様は全て当初のままとし、

加工、変更および取外しは許されない。

#### 3.1-10 オイルポンプ

一切の変更および改造は許されない。

#### 3.1-11 オイルフィルター

変更は自由。ただし当初の方式を維持し取り付け箇所の変更は許されない。

#### 3.1-12 オイルパン

加工、変更等の改造は許されない。

ただし、油温の計測を目的とした油温センサー取り付けのための最小限の加工は許される。

#### 3.1-13 バッテリー

搭載位置を含み一切の変更は許されない。

#### 3.1-14 オルタネーター

一切の変更および改造は許されない。

### 3.1-15 E.C.U.

追加、加工およびその他の変更等の改造は許されない。ソフトウェアはT.R.C.が指定したデータ以外は使用できない。

### 3.1-16 セルモーター

一切の変更および改造は許されない。

### 3.1-17 吸気・排気マニホールド

一切の変更は許されない。また、排気マニホールドへ防熱措置(バンテージ等の装置)を施すことも不可とする。

### 3.1-18 エアクリーナー

エレメントに限り、T.R.C.認定部品への変更が許される。

品番:MS155-00009(スポーツエアフィルター)

エアクリーナーケース、配管の加工、変更および改造は許されない。

### 3.1-19 排出ガス

暖機運転後アイドルリング状態において、CO:1%、HC:300ppmを超えないこと。

## 3.2 シャシー

### 3.2-1 全長および全幅

変更は許されない。

### 3.2-2 デフマウント

T.R.C.認定部品への変更が許される。

品番:41651-ZN600

品番:41651-ZN610

### 3.2-3 ブッシュ類

T.R.C.認定部品への変更が許される。

品番:48609-ZN600(フロントアッパーサポート)

品番:48654-ZN600(ロアアームブッシュNo.1)

品番:48655-ZN600(ロアアームブッシュNo.2)

品番:48747-ZN600(リヤ・ラテラル・コントロール)

品番:48725-ZN600(リヤ・アッパー・アーム)

品番:48725-ZN620(リヤ・サスアーム・No.1)

品番:48725-ZN630(リヤ・サスアーム・No.1)

品番:48849-ZN600(リヤスタビライザー)

品番:52271-ZN600(リヤ・サスメンバー)

品番:45516-ZN600(ステアリング・ハウジング)

品番:48700-ZN610(ラテラルリンクセット)

### 3.2-4 クラッチ

T.R.C.認定部品への変更が許される。

品番:31210-ZN600(クラッチカバー)

品番:31250-ZN610(メタルフェーシングクラッチディスク)

品番:31250-ZN600(スポーツフェーシングクラッチディスク)

### 3.2-5 ギヤボックス

一切の変更および改造は許されない。

### 3.2-6 ディファレンシャル

最終減速比の変更は、同一型式に設定されている純正部品で、改造および加工の必要なく取り付けられるものであれば使用が認められる。

純正ハウジングを改造することなく装着出来る機械式LSDの装着は認められる。

### 3.2-7 制動装置

同一型式に設定されている純正部品で、改造および加工の必要なく取り付けられるものであれば使用が認められる。

ブレーキパッドについては、パッドとベースプレートの接触面積が増加しない事を条件に変更が許される。

ブレーキホースに限り変更が許される。それらは、ボルトオンにて装着が可能であることを変更の条件とする。

また、ABSの作動停止を目的とした改造は許されない。

### 3.2-8 操作装置

使用性・操作性向上を目的としたペダルパッドの変更は認められる。

### 3.2-9 ショックアブソーバー

T.R.C.認定部品への変更が許される。

品番:MS260-18004(アブソーバーセット)

### 3.2-10 スプリング

T.R.C.認定部品への変更が許される。スプリングインシュレーターの取り外しおよび変更は許されない。  
品番:MS250-18004(スプリングセット)

### 3.2-11 フロントスタビライザー

仕様は全て当初のままとし、取り外す事も許されない。

### 3.2-12 リヤスタビライザー

仕様は全て当初のままとし、取り外す事も許されない。

### 3.2-13 アップータワーバー

仕様は全て当初のままとし、取り外す事も許されない。

### 3.2-14 ロワブレース

装着は許されない。

### 3.2-15 タイヤ・ホイール

TRDラリーチャレンジにおけるタイヤ・ホイールは下記要件をみたさなければならない。

1. 使用タイヤは下記記載のタイヤに限定する。  
ダンロップ DIREZZA 87R、または87RW。 使用できるサイズは195/65R15もしくは205/65R15とする。
2. 使用ホイールは、参加する車両(RPN・RF)のそれぞれの規定に準ずるサイズであること。  
また、部分的であっても複合素材から成るホイールの使用は禁止する。
3. 競技中に使用できるタイヤ本数は、特別規則書に記載する。
4. 参加車両には、1本または2本のスペアを搭載しなければならない。また、スペアタイヤは確実に固定されていること。
5. ホイールインセットは自由。ただし、タイヤ・ホイールはいかなる場合も他の部分と接触しないこと
6. ホイールナットの材質および形状の変更が許されるが、ホイールスペーサーの使用は認められない。  
ホイールに間隔保持のための部材を溶接することは、ホイールスペーサーの使用とみなす。  
また、アクスルハブに間隔保持のための部材を取り付けることは、その取り付け方法の如何に関わらず、ホイールスペーサーの使用とみなす。
7. タイヤ・ホイールは車軸中心より前方30°、後方50°の範囲内でフェンダー等より突出していないこと。
8. ホイールはスチール製、またはJWLマークのある軽合金製とする。
9. ホイールナットの材質および形状の変更は許される。(鉄系材質の使用を推奨する)
10. スリップサインが出ていないこと。
11. タイヤは加工しないこと。
12. タイヤのウォームアップ、クールダウン、溶剤塗布等は行わないこと。

チャレンジカップにおけるタイヤは下記要件を満たさなければならない。

13. 使用タイヤは下記のタイヤのみに限定する。  
ラリータイヤ 使用できるサイズは195/65R15もしくは205/65R15とする。

## 3.3 車体

### 3.3-1 アクセサリー等の自動車部品

当規定で許されているもの、美観または居住性向上等を目的としたアクセサリーは、車両の性能向上および特性に影響を与えない場合に限り、装着および変更が許される。  
ただし、競技に不必要と判断され、容易に取り外しができるものは、競技時には取り外さなくてはならない。  
特にダッシュボード上に装着する部品は、助手席エアバッグの展開の妨げにならないこと。

### 3.3-2 自動車登録番号標(車両番号標)

移設することは許されない。

### 3.3-3 空力装置(エアロパーツ)

追加は認められない。

### 3.3-4 フロントグリル

加工、変更などの改造は許されない。

### 3.3-5 ボンネットおよびトランク

変更および加工は許されない。(3.3-8を適用する場合、最小限の加工は許される。)

### 3.3-6 バンパー

変更および加工は許されない。(3.3-8を適用する場合、最小限の加工は許される。)

### 3.3-7 テールランプ

加工、変更等の改造は許されない。

### 3.3-8 前部霧灯

装着する際は、2015年JAF国内競技車両規則第2編に従うこと。

### 3.3-9 サイドおよびリヤガラス

塗装および色付きフィルムの貼り付け、視界の妨げとなるステッカーの貼り付けは許されない。

### 3.3-10 ミラー

室内ミラーの変更は許されない。室外ミラーは純正部品および純正オプション部品に限り使用が許される。

### 3.3-11 マッドフラップ

装着は許される。装着のための車両側への最小限の加工は許される。

### 3.3-12 アンダーガード

装着は許される。

尚、エンジンアンダーガードは、前部ホイール軸の前方においてのみ、前部バンパー下部の全幅に相当する幅まで伸張させる事が出来る。これらは、最小限の加工により取り付けられること。

### 3.3-13 ヒーター・エアコン

ヒーター(デフロスタ)およびエアコンの取り外しは許されない。また、正常に機能しなくてはならない。

### 3.3-14 ラジオ類

取り外しが許される。なお、ラジオを取り外した場合、簡易的でない方法で蓋をすること。

### 3.3-15 補助メーター(計器類)

電気式メーターに限り追加装着することが許される。ただし標準装着されているメーター類は当初の機能を保持しなくてはならない。取り付けについては、乗員の保護を十分に考慮した取り付け位置、取り付け方法であること。特に助手席側にトリップメーター等を追加する際は、突起物となったりエアバッグ展開の妨げにならないこと。

### 3.3-16 座席

変更する場合は、2015年JAF国内競技車両規則第2編第3章9.4に従うこと。

### 3.3-17 変速レバーおよびシフトノブ

ボルトオンで装着できる物に限り変更が許される。

### 3.3-18 フットレスト・ニーレスト

運転席、助手席共に装着が許される。

### 3.3-19 ヒールプレート

運転席、助手席共に装着が許される。

### 3.3-20 ステアリング

純正オプション品に限り変更が許される。また、純正装置以外を使用した位置の調整は許されない。

### 3.3-21 防音材

室内およびエンジンルーム内にある防音材の取り外しは、車体に改造を行わない方法でのみ許される。

### 3.3-22 内装

すべての部品は削除することは許されない。ただし、下記に記載されたものを除く。

1. フロアマット

2. ロールケージ装着にともなう、最小限の内装切除。

エアバッグおよびリヤショックアブソーバー上部等に装着されているカバーの削除は許されない。

### 3.3-23 車体補強

あて板など材料を用いた補強は禁止される。

## 第13条-4.1 : E-1(NCP131)車両規定

第13条-2.1、C-2(NCP131)車両規定に準ずる。

## 第13条-4.2 : E-1(NCP91)車両規定

第13条-2.2、C-2(NCP91)車両規定に準ずる。

## 第13条-5 : E-2(DBA-ZN6)車両規定

### 1. 定義

2015年のJAF国内競技車両規則第2編に従ったRJ・RPN・RF車両でトヨタ「86」限定とし、以下条件を満たすこと。

### 2. 安全規定

#### 2-2 安全ベルト

運転席および助手席に対し、ワンタッチ式フルハーネスタイプで4点式以上の安全ベルトの装着が義務づけられる。2015年JAF国内競

技車両規則第2編第2章第2条および第4編付則「ラリー競技およびスピード行車競技における安全ベルトに関する指導要綱」に従うこと。  
なお、乗車定員分の純正シートベルトは取り外してはならない。

## 2-3 頭部および頸部の保護装置(FHRシステム)

頭部および頸部の保護装置の装着を強く推奨する。尚、装着する場合は、2015年FIA国際モータースポーツ競技規則付則L項に従うこと。頭部および頸部の保護装置(FHRシステム)をドライバー、コ・ドライバー双方に装備している車両は、推奨補助として参加費から2000円(税込み)を割引する。

## 2-3 ヘルメットおよびレーシングスーツ

乗員分のヘルメットおよびレーシングスーツを装備することが義務付けられる。2015年JAF国内競技車両規則第4編付則「ラリー競技に参加するクルーの装備品に関する付則」に従うこと。

## 2-4 消火装置

消火装置の装着が義務づけられる。2015年JAF国内競技車両規則第2編第2章第3条に従うこと。

## 2-5 その他の安全装備

下記の搭載備品が義務付けられる。

三角停止板(2枚)、非常用信号灯、赤色灯、牽引ロープ、救急薬品、「OK」(緑色)「SOS」(赤色)A3サイズボード各2枚

## 2-6 障害者用操作装置

障害者用操作装置を装着することが出来る。ただし、健常者は使用しないこと。

## 3. 改造規定

### 3.1 エンジンおよび補機

#### 3.1-1 過給器

装着は認められない。

### 3.2 シャシー

#### 3.2-1 タイヤ・ホイール

TRDラリーチャレンジにおけるタイヤ・ホイールは下記要件をみたさなければならない。

1. 使用タイヤは、住友ゴム工業製ラリータイヤおよび、DIREZZAブランドのラリータイヤとする。  
尚、使用できるサイズは195/65R15もしくは205/65R15とする。
2. 使用ホイールは、参加する車両(RJ・RPN・RF)のそれぞれの規定に準ずるサイズであること。  
また、部分的であっても複合素材から成るホイールの使用は禁止する。
3. 競技中に使用できるタイヤ本数は、特別規則書に記載する。
4. 参加車両には、1本または2本のスペアを搭載しなければならない。また、スペアタイヤは確実に固定されていること。
5. ホイールインセットは自由。ただし、タイヤ・ホイールはいかなる場合も他の部分と接触しないこと
6. ホイールナットの材質および形状の変更が許されるが、ホイールスペーサーの使用は認められない。  
ホイールに間隔保持のための部材を溶接することは、ホイールスペーサーの使用とみなす。  
また、アクスルハブに間隔保持のための部材を取り付けることは、その取り付け方法の如何に関わらず、ホイールスペーサーの使用とみなす。
7. タイヤ・ホイールは車軸中心より前方30°、後方50°の範囲内でフェンダー等より突出していないこと。
8. ホイールはスチール製、またはJWLマークのある軽合金製とする。
9. ホイールナットの材質および形状の変更は許される。(鉄系材質の使用を推奨する)
10. スリップサインが出ていないこと。
11. タイヤは加工しないこと。
12. タイヤのウォームアップ、クールダウン、溶剤塗布等は行わないこと。

チャレンジカップにおけるタイヤは下記要件を満たさなければならない。

13. 使用タイヤは下記のタイヤのみに限定する。  
ラリータイヤ 使用できるサイズは、195/65R15もしくは205/65R15とする。

## 第13条-6.1 : E-3車両規定

### 1. 定義

2015年JAF国内競技車両規則第2編に従ったRN・RJ・RPN・RF・AE車両もしくは、2002年度ラリー車両規定に従って製作されたRB車両で、トヨタ車限定とする。

### 2. 安全規定

#### 2-2 安全ベルト

運転席および助手席に対し、ワンタッチ式フルハーネスタイプで4点式以上の安全ベルトの装着が義務づけられる。2015年JAF国内競技車両規則第2編第2章第2条および第4編付則「ラリー競技およびスピード行車競技における安全ベルトに関する指導要綱」に従うこと。  
なお、乗車定員分の純正シートベルトは取り外してはならない。

#### 2-3 頭部および頸部の保護装置(FHRシステム)

頭部および頸部の保護装置の装着を強く推奨する。尚、装着する場合は、2015年FIA国際モータースポーツ競技規則付則L項に従うこと。頭部および頸部の保護装置(FHRシステム)をドライバー、コ・ドライバー双方に装備している車両は、推奨補助として参加費から2000円(税込み)を割引する。

## 2-3 ヘルメットおよびレーシングスーツ

乗員分のヘルメットおよびレーシングスーツを装備することが義務付けられる。2015年JAF国内競技車両規則第4編付則「ラリー競技に参加するクルーの装備品に関する付則」に従うこと。

## 2-4 消火装置

消火装置の装着が義務づけられる。2015年JAF国内競技車両規則第2編第2章第3条に従うこと。

## 2-5 その他の安全装備

下記の搭載備品が義務付けられる。

三角停止板(2枚)、非常用信号灯、赤色灯、牽引ロープ、救急薬品、「OK」(緑色)「SOS」(赤色)A3サイズボード各2枚

## 2-6 障害者用操作装置

障害者用操作装置を装着することが出来る。ただし、健常者は使用しないこと。

## 3. 改造規定

### 3.1 シャシー

#### 3.1-1 タイヤ・ホイール

TRDラリーチャレンジにおけるタイヤ・ホイールは下記要件をみたさなければならない。

1. 使用タイヤは、住友ゴム工業製ラリータイヤおよび、DIREZZAブランドのラリータイヤとする。  
尚、サイズに関しては、参加する車両のそれぞれの規定に準ずるサイズであること。(指定なし)
2. 使用ホイールは、参加する車両のそれぞれの規定に準ずるサイズであること。  
また、部分的であっても複合素材から成るホイールの使用は禁止する。
3. 競技中に使用できるタイヤ本数は、特別規則書に記載する。
4. 参加車両には、1本または2本のスペアを搭載しなければならない。また、スペアタイヤは確実に固定されていること。
5. ホイールインセットは自由。ただし、タイヤ・ホイールはいかなる場合も他の部分と接触しないこと
6. ホイールナットの材質および形状の変更が許されるが、ホイールスペーサーの使用は認められない。  
ホイールに間隔保持のための部材を溶接することは、ホイールスペーサーの使用とみなす。  
また、アクスルハブに間隔保持のための部材を取り付けることは、その取り付け方法の如何に関わらず、ホイールスペーサーの使用とみなす。
7. タイヤ・ホイールは車軸中心より前方30°、後方50°の範囲内でフェンダー等より突出していないこと。
8. ホイールはスチール製、またはJWLマークのある軽合金製とする。
9. ホイールナットの材質および形状の変更は許される。(鉄系材質の使用を推奨する)
10. スリップサインが出ていないこと。
11. タイヤは加工しないこと。
12. タイヤのウォームアップ、クールダウン、溶剤塗布等は行わないこと。

チャレンジカップにおけるタイヤは下記要件を満たさなければならない。

13. 使用タイヤはラリータイヤのみに限定する。

## 第13条-6.2 : E-3車両規定(2011年以降のネットカップ ヴィッツレース車両規定で製作された車両)

### 1. 定義

2011年以降のネットカップ ヴィッツレース車両規定に則って製作された車両で、以下規定を満足すること。

尚、当該規則書は、大会事務局より入手が可能。

### 2. 安全規定

#### 2-1 安全ベルト

運転席および助手席に対し、ワンタッチ式フルハーネスタイプで4点式以上の安全ベルトの装着が義務づけられる。2015年JAF国内競技車両規則第2編第2章第2条および第4編付則「ラリー競技およびスピード行事競技における安全ベルトに関する指導要綱」に従うこと。  
なお、乗車定員分の純正シートベルトは取り外してはならない。

#### 2-3 頭部および頸部の保護装置(FHRシステム)

頭部および頸部の保護装置の装着を強く推奨する。尚、装着する場合は、2015年FIA国際モータースポーツ競技規則付則L項に従うこと。頭部および頸部の保護装置(FHRシステム)をドライバー、コ・ドライバー双方に装備している車両は、推奨補助として参加費から2000円(税込み)を割引する。

#### 2-3 ヘルメットおよびレーシングスーツ

乗員分のヘルメットおよびレーシングスーツを装備することが義務付けられる。2015年JAF国内競技車両規則第4編付則「ラリー競技に参加するクルーの装備品に関する付則」に従うこと。

#### 2-4 消火装置

消火装置の装着が義務づけられる。2015年JAF国内競技車両規則第2編第2章第3条に従うこと。

#### 2-5 その他の安全装備

下記の搭載備品が義務付けられる。

三角停止板(2枚)、非常用信号灯、赤色灯、牽引ロープ、救急薬品、「OK」(緑色)「SOS」(赤色)A3サイズボード各2枚

## 2-6 障害者用操作装置

障害者用操作装置を装着することが出来る。ただし、健常者は使用しないこと。

## 3. 改造規定

参加車両は、2011年以降のネッツカップ ヴィッツレース車両規定に則って製作された車両であること。

### 3.3-10 マッドフラップ

装着は許される。装着のための車両側への最小限の加工は許される。

### 3.3-11 アンダーガード

装着しても良い。(参考:T.R.C.認定部品)

品番:51430-NP900<エンジンアンダーガード>

品番:77266-NP900<フューエルチューブプロテクタ>

品番:77108-NP900<フューエルタンクプロテクタ>

尚、エンジンアンダーガードは、前部ホイール軸の前方においてのみ、前部バンパー下部の全幅に相当する幅まで伸張させる事が出来る。これらは、最小限の加工により取り付けられること。

### 3.3-15 座席

変更する場合は、JAF国内競技車両規則第2編第3章9.4を満たすこと。

## 3.1 タイヤ

TRDラリーチャレンジにおけるタイヤ・ホイールは下記要件をみたさなければならない。

1. 使用タイヤは、住友ゴム工業製 DIREZZA ブランドのラジアルタイヤとする。  
サイズは195/55R15とする。

チャレンジカップにおけるタイヤは下記要件を満たさなければならない。

2. 使用タイヤはラジアルタイヤのみに限定する。

## 第13条-7 : OPEN車両規定

### 1. 定義

2015年JAF国内競技車両規則第2編に従ったRN・RJ・RPN・RF・AE車両もしくは、2002年度ラリー車両規定に従って製作されたRB車両とする。トヨタ車以外の全自動車メーカー対象とし、気筒容積区分は無し。

## 2. 安全規定

### 2-2 安全ベルト

運転席および助手席に対し、ワンタッチ式フルハーネスタイプで4点式以上の安全ベルトの装着が義務づけられる。2015年JAF国内競技車両規則第2編第2章第2条および第4編付則「ラリー競技およびスピード行車競技における安全ベルトに関する指導要綱」に従うこと。なお、乗車定員分の純正シートベルトは取り外してはならない。

### 2-3 頭部および頸部の保護装置(FHRシステム)

頭部および頸部の保護装置の装着を強く推奨する。尚、装着する場合は、2015年FIA国際モータースポーツ競技規則付則L項に従うこと。頭部および頸部の保護装置(FHRシステム)をドライバー、コ・ドライバー双方に装備している車両は、推奨補助として参加費から2000円(税込み)を割引する。

### 2-3 ヘルメットおよびレーシングスーツ

乗員分のヘルメットおよびレーシングスーツを装備することが義務づけられる。2015年JAF国内競技車両規則第4編付則「ラリー競技に参加するクルーの装備品に関する付則」に従うこと。

### 2-4 消火装置

消火装置の装着が義務づけられる。2015年JAF国内競技車両規則第2編第2章第3条に従うこと。

### 2-5 その他の安全装備

下記の搭載備品が義務づけられる。

三角停止板(2枚)、非常用信号灯、赤色灯、牽引ロープ、救急薬品、「OK」(緑色)「SOS」(赤色)A3サイズボード各2枚

## 2-6 障害者用操作装置

障害者用操作装置を装着することが出来る。ただし、健常者は使用しないこと。

## 3. 改造規定

### 3.1 シャシー

#### 3.1-1 タイヤ・ホイール

TRDラリーチャレンジにおけるタイヤ・ホイールは下記要件をみたさなければならない。



1. 使用タイヤは、住友ゴム工業製ラリータイヤおよび、DIREZZAブランドのラリータイヤとする。  
尚、サイズに関しては、参加する車両のそれぞれの規定に準ずるサイズであること。(指定なし)
2. 使用ホイールは、参加する車両のそれぞれの規定に準ずるサイズであること。  
また、部分的であっても複合素材から成るホイールの使用は禁止する。
3. 競技中に使用できるタイヤ本数は、特別規則書に記載する。
4. 参加車両には、1本または2本のスペアを搭載しなければならない。また、スペアタイヤは確実に固定されていること。
5. ホイールインセットは自由。ただし、タイヤ・ホイールはいかなる場合も他の部分と接触しないこと
6. ホイールナットの材質および形状の変更が許されるが、ホイールスペーサーの使用は認められない。  
ホイールに間隔保持のための部材を溶接することは、ホイールスペーサーの使用とみなす。  
また、アクスルハブに間隔保持のための部材を取り付けることは、その取り付け方法の如何に関わらず、ホイールスペーサーの使用とみなす。
7. タイヤ・ホイールは車軸中心より前方30°、後方50°の範囲内でフェンダー等より突出していないこと。
8. ホイールはスチール製、またはJWLマークのある軽合金製とする。
9. ホイールナットの材質および形状の変更は許される。(鉄系材質の使用を推奨する)
10. スリップサインが出ていないこと。
11. タイヤは加工しないこと。
12. タイヤのウォームアップ、クールダウン、溶剤塗布等は行わないこと。

チャレンジカップにおけるタイヤは下記要件を満たさなければならない。

13. 使用タイヤはラリータイヤのみに限定する。

## 第14条 統一解釈

本規定は道路運送車両の保安基準に適合し、できる限り変更、改造の範囲を最小限に留めた廉価な車両で平等な条件の下に、一人でも多くの人々が参加できることを目的として作成されたものであり、本規則の解釈に万一疑義を生じた場合は技術委員長の解釈をもって最終とする。

## 第15条 安全対策

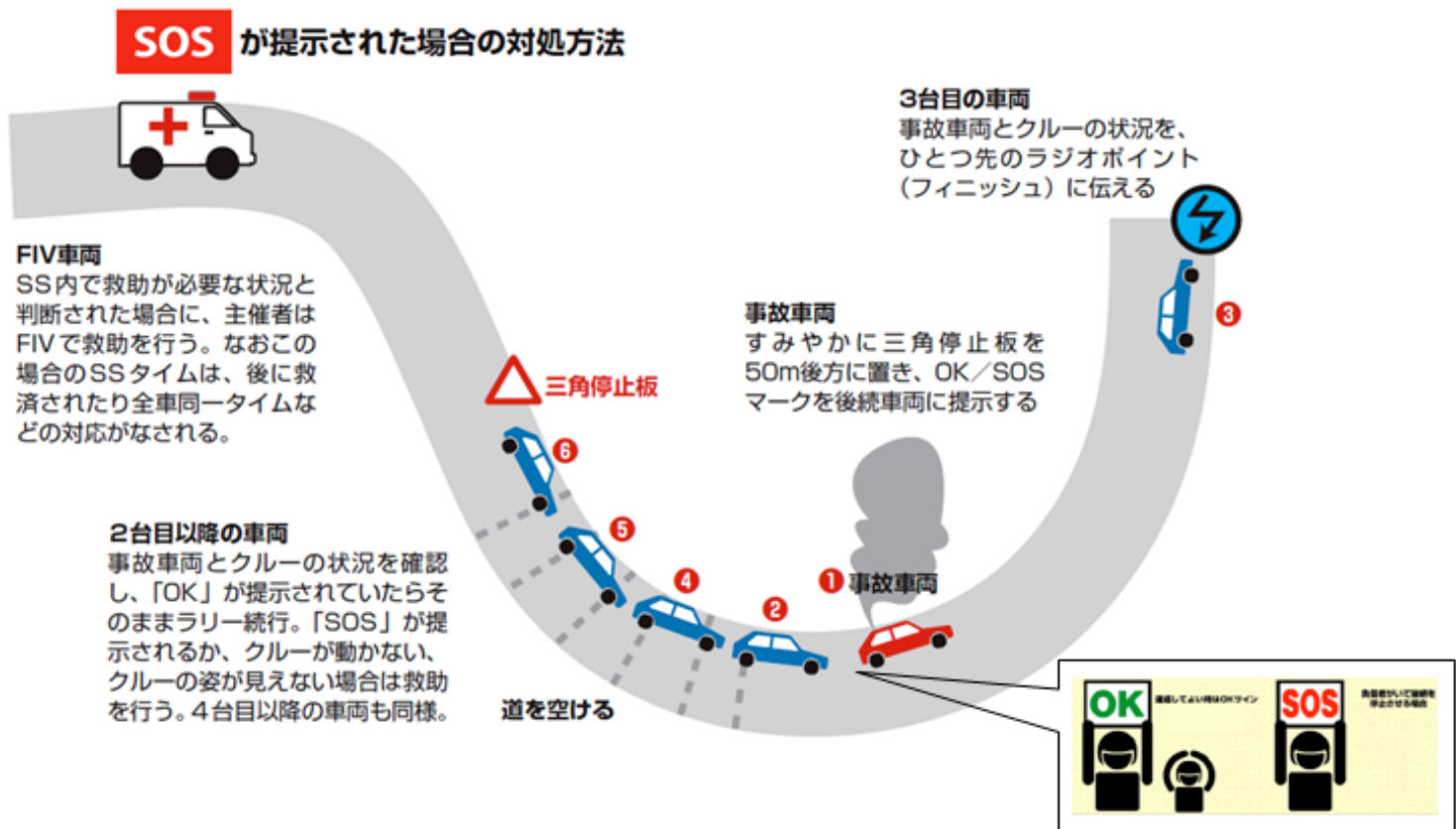
車両破損等により一般公道における運行に不適と判断された車両は、競技中であっても競技会審査委員会より、リタイヤが勧告され、オーガナイザーの指示に従い規定の場所までキャリアカー等で移動しなければならない。規定の場所とは車両の所有者または使用者の保管場所、もしくは自動車修理工場とする。参加者がキャリアカーの手配が出来ない場合は、オーガナイザーが準備するキャリアカーにて搬送する。(キャリアカー費用は参加者負担)また、移動は競技終了後、もしくは競技中に速やかに行き、競技開催日以内にて終了するものとする。

# 競技規定

## 第16条 クルー(参加者)の遵守事項

1. クルー(参加者)は、競技運営上あらゆる規定、指示に従い常に明朗公正に言動し、大会後援者、競技会審査委員会の名誉を傷つけるような行動をしてはならない。
2. 競技中いかなる時も道路交通法の遵守を最優先とすること。
3. 一般車両及び歩行者、地域住民に迷惑を及ぼさないこと。
4. 他車に追従する場合または対向車のある場合は前照灯の照射方向を下向きに変更すること。
5. 明らかに追い越そうとしている車両がある場合は、安全かつ速やかに進路を譲ること。
6. 登録した乗員以外は乗車してはならない。
7. リタイヤした場合は、直ちに最寄りのオフィシャルにリタイヤ届を提出すること。提出が不可能な場合は、電話等の手段で競技会事務局に連絡すること。また、ゼッケン、ラリー競技会之証及びその他競技会関係貼付物を取り除くこと。
8. 走行中は、シートベルトを必ず装着し、タイムトライアルを行う場合やオーガナイザーが指示した場所では必ずヘルメットを装着しサイドウインドウを閉めて走行すること。
9. 競技クルーの安全
  - 9.1 SSで参加車両がやむを得ず停車した場合、クルーはその場所から少なくとも50m 手前の目立つ場所に反射式の三角停止板を配置し、後続車両に適切な合図を行わなければならない。なお車がコース上にない場合も三角停止板を配置しなければならない。この規則に従わないクルーは審査委員会の判断によりペナルティが課される。
  - 9.2 参加車両には、片面に赤字で「SOS」、もう片面には「OK」と書かれたA3判のカードが搭載されており、救急医療措置が必要な場合もしくは消化が必要でない場合は、「OK」ページを少なくとも3台の後続車に明瞭に提示すること。  
また他に援助を行おうとしている物(ヘリコプター等)があれば、それらに対しても同様に提示すること。  
停車車両がコース上の場合、状況に応じて停車状態をボディアクション等で後続車両に対し当該区間最終車両通過まで合図をすること
  - 9.3 その後速やかに復帰が可能か否かを判断すること。
  - 9.4 復帰可能と判断した場合、安全確保を最優先に作業を実施する。特に後続車両が接近した場合は、作業を中断して安全な場所へ退避すること。
  - 9.5 復帰不可能と判断した場合、当該区間最終参加車両通過まで車外の安全な場所で退避すること。
  - 9.6 クルーが車両から離れる場合、後続車にはっきりと見える場所に「OK」ページを提示しておくこと。
  - 9.7 近接した地点に複数車両が停止した場合、それぞれの車両が上記9.1～9.6を実施すること。
  - 9.8 救急医療措置が必要な場合もしくは消火が必要な場合は赤色の「SOS」ページを提示すること。  
これが提示されていた場合、後続車は下記の手順に従う。また「OK」「SOS」のどちらの提示も無く、車両がかなりのダメージを負っていてクルーが車両内にいると思われる場合も同様の手順に従うこと。
    - ① 援助するために直ちに停止する。その他の後続の車両も停止し、事故現場に2番目に到着した車両は、事故のことを知らせ

- るために次のラジオポイントまで行く。ラジオポイントを過ぎている場合は、ゴール地点TCまで行く。
- ② れ以降の後続車は緊急車のための車幅を空けて停止し、援助を行う。



## 第17条 参加車両検査

1. すべての参加車両はオーガナイザーの指定した場所および時間において、車両検査を受けなければならない。
2. 規定の時間内に車両検査に合格しない車両は、例外なくスタートすることは許されない。
3. ゴール後の暫定結果に従い、上位入賞車両に対して車両検査を行う。
4. 競技中であっても、技術委員長が必要と認めた場合は、車両検査を行う場合がある。
5. 第17条3および4において、技術委員が要求する車両各部の分解および検査終了後の再組立は、すべて参加者の用意する人員、工具、部品、費用によって行うものとする。
6. 必要に応じて車両保管を行う場合がある。その場合、車両保管場所への参加者およびその関係者の立ち入りは許されない。

## 第18条 ドライバースブリーフィング

1. ドライバースブリーフィングは、スタート会場で行う。
2. 全てのクルー(ドライバーおよびコ・ドライバー)はブリーフィングに出席しなければならない。

## 第19条 ラリー初心者講習

1. 初めての参加者はTRDラリーチャレンジまたはチャレンジカップ開催前日に行われるラリー初心者講習を受講しなければならない。
2. TRDラリーチャレンジ参戦累計3戦までの参加者はTRDラリーチャレンジまたはチャレンジカップ開催前日に行われるラリー初心者講習への受講を強く推奨する。

## 第20条 ゼッケン・スポンサーマークの指定

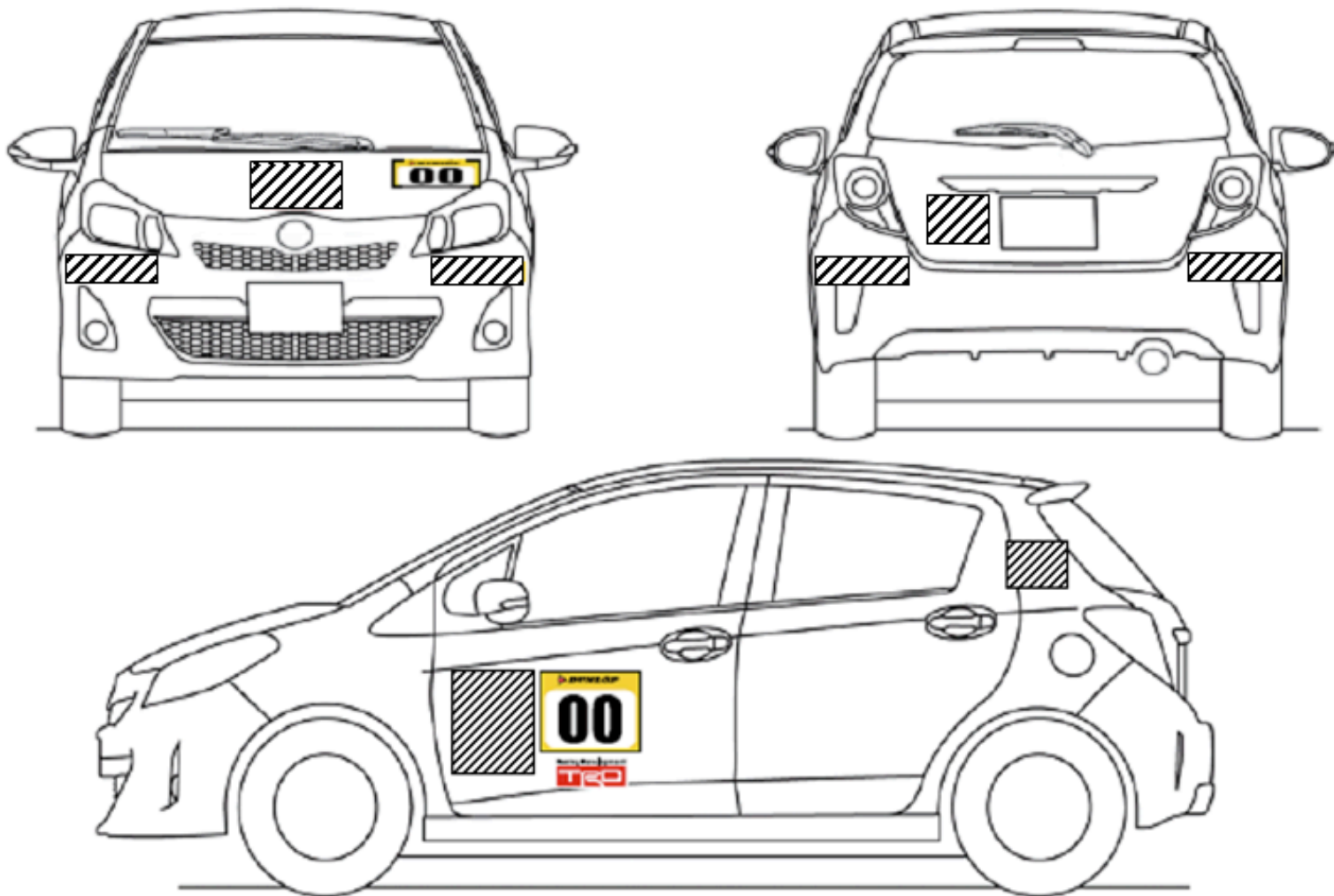
スポンサーステッカー及びゼッケンは指定位置に貼付すること。

- ボンネット:ゼッケン、指定ステッカー
- リヤクォーターおよびリヤドア(両サイド):指定ステッカー
- リヤクォーターおよびリヤドア(両サイド):指定ステッカー
- 左右ドア:ゼッケン、指定ステッカー
- フロントバンパー(左右):指定ステッカー

※尚、これらのステッカーは、大会開催日に参加受付において参加者に直接配付することとする。

- 「JAF公認ラリー競技会之証」は必ず携行および車両に貼付けをすること。

貼付けは助手席側後部窓に内側から行き、車両外部から容易に確認が出来ること。



※ T.R.C.事務局指定ステッカー添付位置は上記、車輛模式図の斜線部分とする。詳細は別途開示する。

## 第21条 スタート

1. 特別規則書で特に言及されていない場合、全車両のスタート時間の間隔は1分となる。
2. 競技長は安全上の理由、および審査委員会の助言により、クルーのスタート順もしくはスタート間隔の変更を行うことがある。
3. セクションのスタートから30分以上遅れたクルーについては、そのセクションをスタートすることができない。
4. 但しチャレンジカップの参加車両については、各地区大会の競技規則に準ずること。

## 第22条 ルート及び指示事項

1. ルートはオーガナイザーが試走車によって走行し定め、ロードブックに記載する。またロードブックはヘッドクォーターにて交付する。
2. オーガナイザーは競技会審査委員会の承認のもとに、天候、道路状況、その他の事情により、予告なくルート及び指示事項を変更することがある。
3. 但しチャレンジカップの参加車両については、各地区大会の競技規則に準ずること。

## 第23条 タイムカードへの記入

1. ラリーのスタートにおいて、各ロードセクションごとに定められた目標所要時間が記入されたタイムカードをクルーに支給する。タイムカード

- の提出及び記入内容の確認は各クルーの責任において行うこと。
2. タイムカードは常に提示できるようにしておき、コントロールではクルー自身が競技役員にカードを提出し、記入を受けること。
  3. タイムカードに記入された時刻に対する異議申立は、当競技役員に直ちに行うこと。またその判定と指示に従わなければならない。
  4. 但しチャレンジカップの参加車両については、各地区大会の競技規則に準ずること。

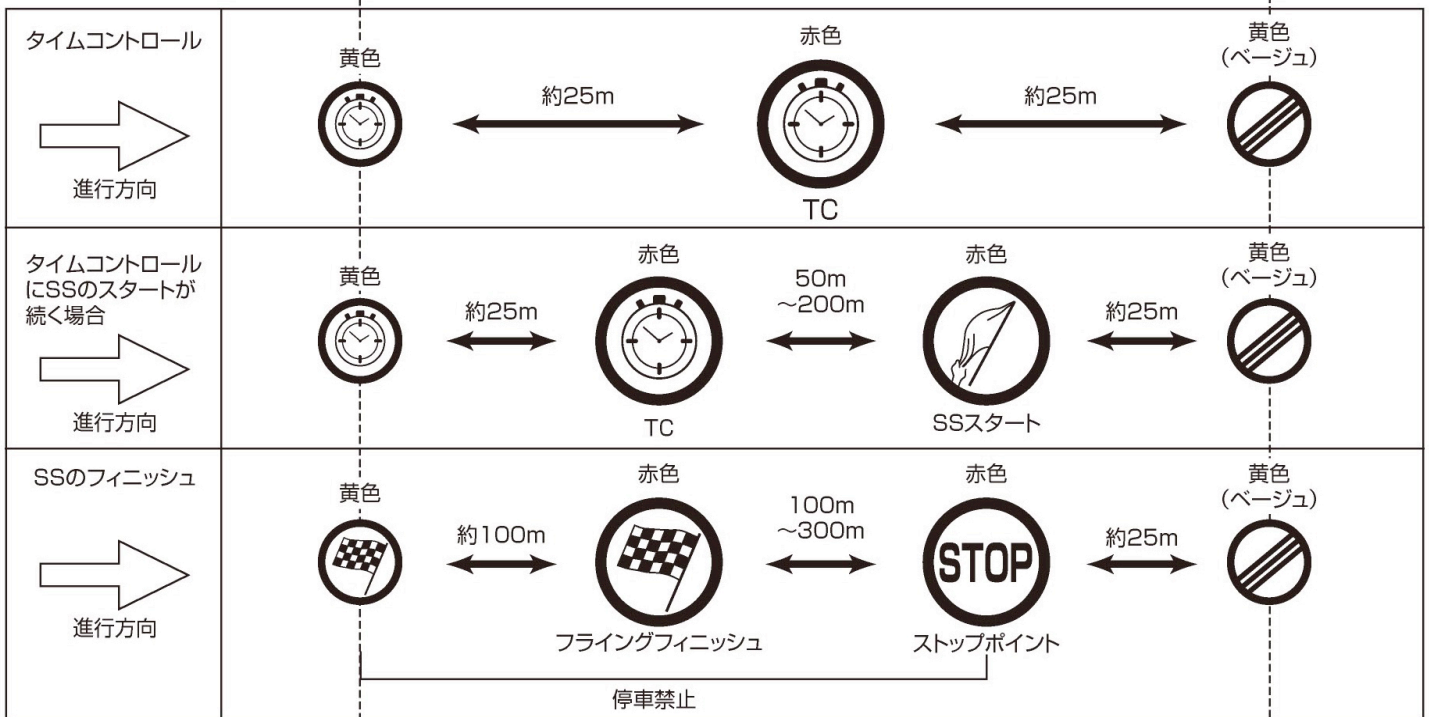
## 第24条 コントロールの手順と機能

1. TRDラリーチャレンジのすべてのコントロールは以下の方法で示される。
  1. 1 コントロールエリアの開始は黄色地の予告標識によって示される。予告標識から約25m先に設置される実際コントロールの位置は、予告標識の同一図柄の赤色地標識によって示される。さらに約25m先に設置されるコントロールエリアの終了は黄色(ベージュ)地に黒の斜線が3本入った終了標識によって示される。
  1. 2 コントロールエリアはパルクフェルメとみなされ、いかなる修理も行ってはならない。またいかなる援助も受けてはならない。
  1. 3 参加車両は、タイムカードへの記入等に必要時間を越えてコントロールエリア内に留まってはならない。
  1. 4 チェックインはクルーの責任で行われなければならない。
  1. 5 すべてのコントロールは、最初の参加車両の通過予定時刻30分前から開設し、最終参加車両の到着予定時刻に失格時刻を加えた15分後までに閉鎖する。
  1. 6 クルーはコントロールの責任者の指示に従わなければならない。
2. すべてのコントロールは本規則付則1に示す標識を使用する。
  2. 1 タイムコントロール:黄色地のAの標識はコントロールエリアの開始を示す(予告標識)。そのコントロールの実際の位置は赤色地のAの標識で示される。コントロールエリアの終了は黄色(ベージュ)地のBの標識で示される。(終了標識)
  2. 2 スペシャルステージ:スタート地点は赤色地のCの標識で示される。フィニッシュ地点の予告は黄色地のDの標識で示される。計時の行われる実際のフィニッシュ地点は赤色地のDの標識で示される。さらにその先(100~300m)に設置された計時記録記入地点(ストップポイント)は、赤色地に“STOP”と表示された停止標識で示される。さらにエリアの終了は黄色(ベージュ)地のBの標識で示される。
3. タイムコントロールにおけるチェックインの手順
  3. 1 チェックインの手順は、参加車両がコントロールエリアの開始を示す標識を通過した地点から始まる。
  3. 2 コントロールエリアの開始を示す標識からコントロールを示す標識までの間はいかなる理由でも停車したり、異常な低速で走行したりしてはならない。
  3. 3 実際の計時とタイムカードへの記入は、参加車両とその2名のクルーが当該コントロールエリア内にあり、設置された記入場所に到着した時のみ行うことができる。何らかの原因によりコントロールエリアが参加車両等で混雑し、目標到着時刻に参加車両がコントロールエリアに進入出来ない場合は、コ・ドライバーが車両を降りてタイムカードをタイムコントロールに提出することによって、当該参加車両がコントロールエリア内に進入したものとみなす。この場合、車両がコントロールエリア外にあっても、パルクフェルメ規定が適用される。
  3. 4 コ・ドライバーは、徒歩で自車の目標チェックイン時刻の1分前より早くコントロールエリア内に進入してもよい。さらに、目標時刻通りに自車をチェックインさせるため、ドライバーにコントロールエリアへの進入の合図を送ってもよい。
  3. 5 タイムカードへのチェックイン時刻の記入はクルーからタイムカードの提出を受けたタイムコントロールの担当競技役員によって行われる。その際に記入される時刻は、実際にクルーから競技役員にカードが手渡された瞬間の時刻とする。
  3. 6 目標チェックイン時刻とは、ロードセクションを走行するために指定された目標所要時間を当該区間のスタートした時刻に加えたもので、分単位まで表示される。
  3. 7 参加車両が目標チェックイン時刻と同じ分、またはその前の分にコントロールエリアに進入しても早着のタイムペナルティは受けない。
  3. 8 目標チェックイン時刻が18時58分の場合、チェックインが18時58分00秒から18時58分59秒の間に行われれば、目標時刻どおりに到着したものと見なされる。
4. コントロールのスタート時刻
  4. 1 次のロードセクションがスペシャルステージを伴わない場合、タイムカードに記入されたチェックイン時刻がそのまま次のロードセクションのスタート時刻となる。
  4. 2 次にスペシャルステージのスタートが続く場合は下記の手順が適用される。
  4. 3 当該タイムコントロールとスペシャルステージのスタートコントロールは同一のコントロールエリアに含まれるものとし、標識は下記の通り示す。
    - ・黄色地のタイムコントロール予告標識
    - ・約25m先に赤色地のタイムコントロール標識
    - ・50~200m先に赤色地に閉じた旗のスペシャルステージスタート標識
    - ・25m先に黄色(ベージュ)地に黒の斜線が3本入ったコントロールエリア終了標識
  4. 4 当該タイムコントロールにおいては、チェックイン時刻に加えて、続くスペシャルステージのスタート予定時刻も同時に記入される。このスタート時刻はチェックイン時刻の3分後とする。
  4. 5 その後、参加車両は速やかにスペシャルステージのスタートコントロールに移動し、スタートコントロールの競技役員によってタイムカードに記入された実際のスタート時刻に従ってスタートすること。
  4. 6 スペシャルステージフィニッシュ後、競技車両はストップポイントにてフィニッシュライン通過時刻の記入を受ける。ロードセクションのスタート時刻は、スペシャルステージスタート時刻とする。
5. リグループのコントロール
  5. 1 リグループエリアの設置目的は、遅着やリタイヤによって発生した参加車両の時間間隔を詰めることである。そのため、停車しなければならない時間は競技車両ごとに異なることがある。
  5. 2 リグループのコントロールに到着したら、クルーは担当の競技役員にタイムカードを提出し、スタート時刻の指示を受けること。それから速やかに参加車両をパルクフェルメ内に進入させ、指示された場所に停車し、エンジンを停止すること。
  5. 3 リグループエリア内では外部バッテリーでエンジン始動が行えるが、その後当該参加車両にそのバッテリーを搭載してはならない。
6. スペシャルステージ
  6. 1 スペシャルステージ区間の計時は所要全時分秒および適用される場合は1/10秒まで計時し、成績に反映する。

6. 2 クルーがスペシャルステージを逆走することは禁止する。
6. 3 スペシャルステージのスタートはスタンディングスタートとする。参加車両はエンジンのかかった状態でスタートライン上に停止しスタートの合図にしたがってスタートすること。合図が出されてから20秒以内にスタートできない車両は失格とし、安全な場所に速やかに移動される。
6. 4 スタートの合図は30秒・15秒・10秒・5秒・4秒・3秒・2秒・1秒の順にカウントダウンする。これを電気式のカウントダウン表示装置(灯火信号付き)によって行う場合がある。また、この装置に連動してフライング検知装置を使用する場合がある。
6. 5 指定されたスタート時刻までにクルーの準備が間に合わず、自己のスタートが遅れた場合は、タイムペナルティが課されたうえで担当競技役員によって新たな時刻が与えられる。
6. 6 各スペシャルステージにはオーガナイザーによりあらかじめ基準所要時間が設定され、公式通知にて通知される。
6. 7 スペシャルステージのフィニッシュはフライングフィニッシュとする。フライングフィニッシュよりストップポイントの間は停車を禁止する。
6. 8 ストップポイントにてタイムカードにフィニッシュライン通過時刻(時、分、秒、および適用される場合は1/10秒)の記入を受けること。



コントロールエリアの開始      コントロールゾーン(パークフェルメの規定)      コントロールエリアの終了



#### 付則1 コントロールで使用する標識(サイン)の種類、使用方法

### 7. チャレンジカップのコントロール

7.1 チャレンジカップの参加車両については、各地区大会の競技規則に準ずること。

#### 第25条 標準時刻

計時はすべてオーガナイザーの所持する時計により行う。ラリー全体を通して使用する公式標準時刻はNTT(電話117)の時報による日本標準時刻とする。

#### 第26条 競技結果

1. 競技結果はスペシャルステージで記録された所要時間とロードセクションその他で課されたペナルティタイムを合計して決定される。
2. 複数のクルーの最終成績が同じである場合は、最初のスペシャルステージでより少ない所要時間を記録したクルーが上位となる。これで順位が決定できない場合は2番目以降のスペシャルステージの結果を順次比較して決定する。

## 第27条 罰則

本競技会には第29条失格規定に加え、2015年国内競技規則による罰則が適用される。

## 第28条 棄権

参加者が競技途中で棄権する場合は、最寄りの競技役員にリタイヤ届けを持って申しなければならない。提出が不可能な場合は、電話等その他の手段で競技役員又は大会事務局へ連絡すること。

## 第29条 失格

クルー(参加者)が以下の各項に該当する行為をなした場合には、競技会審査委員会の裁定により失格となる場合がある。

1. 対人あるいは対物事故を起こしたとき。
2. 道路交通法に違反したとき。
3. リタイヤの申告をせず競技から離脱したとき。
4. 走行マナーおよび競技者としての態度や品行に問題があるとき。
5. タイムカードを改ざんしたとき。
6. 車両規則違反が発見されたとき。
7. 競技車両またはその構成部品に施されたマーキングや封印等に手が増えられたり、それらが失われたりしたとき。
8. クルーまたは関係者間で不正行為があったとき。
9. その他競技役員の重要な指示に従わなかったとき。
10. 各諸規則および本規則ならびに競技会特別規則に関する重大な違反があったとき。

## 第30条 競技打ち切り、中断と成立

1. 競技の進行が、全ての参加車両に対して不可能、または著しい障害になったとき、または他に及ぼす影響等で競技の続行が出来なくなった場合、競技会審査委員会の承認のもと、競技長の判断によって打ち切り及び特定区間中断がなされる。その場合、コース上の競技役員によって指示または対策を指示する。
2. 競技が打ち切りになった場合の成績は、競技打ち切り時点におけるものとする。

## 第31条 競技会の中止または延期

保安上または不可抗力による事情が生じた場合は、競技会審査委員会の決定によって競技会の開催を中止、延期、またはコースの短縮を行うことがある。また中止、再競技の場合の日時は、公式通知を以って公表する。この場合、事務局手数料として1,000円を差し引いて返金する。

## 第32条 燃料補給

競技中の参加車両への燃料補給は、オーガナイザーが指定する燃料補給所(場所)で行い、この場所以外の燃料補給は禁止する。燃料補給中はエンジンを停止するとともに、クルーは車外で待機するか、車内で待機する場合は安全ベルトを外していなければならない。

## 第33条 サービスとサービスパーク

1. 競技中はオーガナイザーが指定した場所(サービスパーク)以外で整備作業を行うことは出来ない。
2. 整備作業を行うことができる者は、当該車両のクルー及びオーガナイザーにサービス登録済みの者とする。
3. オーガナイザー登録済みの車両(サービスカー)以外はサービスパークに進入することは出来ない。  
\*登録済みの車両(サービスカー)であっても、オーガナイザーは、速やかな競技目的の為、入場を拒否する場合がある。
4. 整備作業にあたっては、他の交通及び作業員の安全確保に十分留意すること。
5. サービスパークでの車両整備の範囲は下記のとおりとする。
  - (1)タイヤの交換
  - (2)ランプ類のバルブの交換
  - (3)点火プラグの交換
  - (4)Vベルトの交換
  - (5)各部点検増締め
  - (6)上記以外に作業員の安全を十分確保することを条件に、競技会技術委員長が許可した項目。
6. 上記以外の整備作業を実施する際には必ずロードブック内の整備申告書に整備項目を記載し、競技会技術委員長に提出、確認を得ること。
7. 整備車両実施後は必ず競技会技術委員の確認を得ること。

## 第34条 損害の補償

クルー(参加者)は車両及び付属品が破損した場合、その責任クルー各自が負わなければならない。クルーは、JAF及びオーガナイザー並びに大会役員が一切の損害賠償の責任を免除されていることを了承していなければならない。即ち、大会役員は、その役務に最善を尽くすことは勿論であるが、クルーの負傷、死亡その他車両の損害事故に対しては、一切の責任を負わない。

## 第35条 抗議

1. クルー(参加者)は、自分が不当に処遇されていると判断した場合は、これに対して抗議することが出来る。但し、自分の参加拒否並びに審判員の判定に対する抗議は出来ない。
2. 抗議はロードブック内のエンクワイアリーシートにその理由を具体的に記述し、1件につき抗議料を添えて、文書で競技長を経て競技会審査委員会に提出する。
3. 裁定の結果は、関係当事者に口頭による宣告と公式通知を以って通知される。
4. 抗議料はその抗議が正当と裁定された場合のみ返却される。
5. 競技に関するものは、フィニッシュ後30分以内、成績に関する抗議は、暫定結果発表後30分以内に行わなければならない。また、技術委員の決定に対する抗議は決定直後にしなければならない。

## 第36条 賞典

### <TRDラリーチャレンジ 各地区大会賞典>

C-1、2および3、E-1、2および3は、1～3位に対してJAFメダル・盾および賞典を授与する。

ただし、各クラスとも参加台数の30%(小数点以下切り上げ)の範囲内とする

※上記以外に特別賞を与える場合がある

### <TRDラリーチャレンジ シリーズ賞典>

1. C-1～3、E-1～3の1位～6位のドライバー、コ・ドライバーに対して各クラスとも、下記のようにシリーズポイントを与える。

順位 - ポイント

1位 - 9

2位 - 7

3位 - 5

4位 - 4

5位 - 3

6位 - 2

完走 - 1

2. 2014 TRDラリーチャレンジ C-1シリーズ優勝者、および過去5年JAF公認競技(TRDヴィッツチャレンジ、TRDラリーチャレンジを除く)での優勝経験者がC-1に参戦する場合、下記のようにシリーズポイントを与える。

順位 - ポイント

1位 - 6

2位 - 5

3位 - 4

4位 - 3

5位 - 2

6位 - 1

### <チャレンジカップ 各地区大会賞典>

各地区大会規則に準ずる。

### <チャレンジカップ シリーズ賞典>

1. C-1～3、E-1～3の1位～6位のドライバー、コ・ドライバーに対して各クラスとも、下記のようにシリーズポイントを与える。

順位 - ポイント

1位 - 16

2位 - 12

3位 - 9

4位 - 7

5位 - 5

6位 - 3

完走 - 1

2. 2014 TRDラリーチャレンジ C-1シリーズ優勝者、および過去5年JAF公認競技(TRDヴィッツチャレンジ、TRDラリーチャレンジを除く)での優勝経験者がC-1に参戦する場合、下記のようにシリーズポイントを与える。

順位 - ポイント

1位 - 11

2位 - 8

3位 - 6

4位 - 4

5位 - 3

6位 - 2

完走 - 1

### <TRDラリーチャレンジ シリーズ有効ポイント>

1. ポイントはTRDラリーチャレンジ全5戦中、全戦及びチャレンジカップ全5戦中、上位2戦を有効とし、その合計で順位を決定する。

2. 同ポイントの場合は次の順で決定する。

(1)上位入賞回数の多い者

(2)出場回数の多い者

(3)早いRound. に上位入賞した者

3. 全てのクラスにおいて、シリーズ参加台数が少数の場合、シリーズ事務局の判断でシリーズ表彰対象人数を削減する場合がある。

4. シリーズ表彰式は別に定めて行う。欠席の場合はシリーズトロフィーを郵送で対応する。

## 第37条 TRDラリーチャレンジバトル

詳細は別途公示する。

## 第38条 本規則の解釈

本規則及び競技に関する諸規則の解釈についての疑義が生じた場合は、競技会審査委員会の決定を以って最終とする。

## 第39条 本規則の施行

本規則を2015年2月20日より施行する。